平成１９年度第１３回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成 20 年 2 月 6 日（水）13:30 ～
場所　かでる２・７　７３０研修室

１　開　会

２　議　事

（1）道民提案の状況について

（2）道民提案（追加分）の第１次整理について

（3）検討テーマについて

（4）今後の審議スケジュールについて

（5）次回（第１４回）委員会について

（6）その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　道州制特区提案の状況
資料２　パブリックコメント及び市町村意見聴取の状況
資料３　道民提案の検討・整理状況
資料４　道民提案(追加分 40 件)の実現手法等に関する整理一覧表
資料５　平成１９年度審議スケジュール

第１３回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備　　考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　　長
佐　藤　克　廣	北海学園大学法学部教授	
林　　美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福　士　　明	札幌大学法学部教授	欠　　席
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山　本　光　子	㈱電通北海道プランニングディレクター	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
川　城　邦　彦	北海道企画振興部地域主権局長
井　筒　宏　和	北海道企画振興部地域主権局次長
出　光　英　哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田　中　秀　俊	北海道企画振興部地域主権局参事

資料1

道州制特区提案の状況

区分		権限移譲	税財源	関与廃止	条例範囲拡大	その他法令の制定改廃	国への提案時期等
地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更			○			10/3 第１回答申 12/12 道議会議決 12/19 国へ正式提案
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大				○		
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大				○		
食の安全・安心	ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲	○	○				
くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	○	○				
環境	国土利用の規制権限等の移譲	○					12/18 第２回答申 （３月提案見込み）
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	○			○		
	森林関係審議会の統合	○			○		
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	○			○		
観光	特定免税店制度の創設		○			○	
	国際観光振興業務特別地区の設定		○			○	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	○		○	○		
	外国人人材受入れの促進					○	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	○		○			
地方自治	町内会事業法人制度の創設				○	○	
	法定受託事務の自治事務化			○			

（注）「権限移譲」等の分類は、提案の代表的な性格を参考までに分類したものであり、確定したものではない。

資料２

道州制特別区域基本方針の変更についての提案に対する市町村意見

【国土利用の規制権限等の移譲について】

支庁名	市町村名	意　　見
石狩	札幌市	都市計画法は他の法律と比べて権限の移譲が進んだ法律と認識している。さらにこの権限移譲を進めるというその方向性については特に問題はないが、以下の点について配慮いただきたい。 ①関係省庁との協議を必要とする事項についても、同様に権限の移譲がなされること ②各市町村における事務処理量がこれまでより煩雑にならないこと
網走	佐呂間町	農地転用許可の許可権限が道に移譲されれば、スムーズな事務処理が可能であることから、農業経営事業においても早期の経営体制が計られるため、早く道への権限の移譲をお願いしたい。
十勝	上士幌町	現在、省庁別に許可権限があり、「土地利用の際の調整が煩雑であり、かつ包括的な計画に仕上げにくい」、また、「全国と同一の規制下におかれ、北海道の地理・産業特性に適合した土地利用が十分にできていない」状況にあります。 これらを解消する観点から、答申案どおり国から道州への権限移譲を求めることは有効な方策と考えます。許可権の権限移譲にとどまらず、長期的には国法と整合性をはかりつつも、道州の地域特性を総合的に生かすことができる道州独自の土地利用方策（法体系・組織体制等）確立を目指すべきと考えます。
釧路	弟子屈町	近年、農家戸数が減少する中で、条件不利農地（傾斜地、谷地など）の遊休化が目立ってきている。その様な土地の有効利用（例えば環境整備や地球温暖化問題に大いに関わる植林など）を図って行く中で、大規模な面積（２～４ ha 超）の転用の場合大臣許可及び協議が必要となるが、国の職員による現地確認は不可能であり書類上の審査のみとなっているため無意味である。その点、権限を道に移譲されることにより現地の状況も十分に把握（支庁により）出来ることから短期間の事務処理が可能となるため、この項目の移譲については賛成である。

【人工林資源の一体的な管理体制の構築について】

支庁名	市町村名	意　　見
渡島	函館市	伐採後の造林面積の減少から伐採跡地の拡大，後継林の不足等が予測され，国土保全等森林の持つ公益的機能の低下が顕在化するため，人工林の一体管理体制は必要であると認識しているが，一方持続的な林業経営の観点からは次の事項について考慮・検討する必要があると考える。 〇森林資源管理計画およびこれに適合する森林施業計画と林業振興との整合の形が不明確であり、適正な整備が木材単価に大きく寄与しない状況において、伐採抑制や施行計画の新たな認定基準による保全目的の施業が林業振興に少なからず影響があるものと考える。

【人工林資源の一体的な管理体制の構築について（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見
	函館市（続き）	○森林資源保全や適正な循環利用に資する森林整備は、これまでの皆伐・造林を繰り返す単層林整備から択伐・樹下植栽等による復層林化や長伐期施業への誘導が重要となり、これに伴い長期的な整備が必要なことから、森林所有者にさらなる負担を強いることになり、森林施業計画策定の抑制・適正管理の衰退に繋がることも予見される。 ○伐採量調整のルールや新たな審査基準が、皆伐抑制・長伐施業推進に繋がると思われる一方、伐採量調整が森林所有者の財産権侵害の可能性や届出制度の中での審査基準の実効性等を制度整理する必要があると思われるので、所有者のもつ森林の公益的機能の行政負担の観点及び財産の観点から ・誘導伐（択抜）や高齢級間伐の高補助率化・補助制度化 ・単層造林と復層林造成造林との補助率の格差化 ・国貸債（公庫債）の交付税不算入の考え方の整理も含むルール構築 を検討・見直し、森林施業計画策定へ誘導する必要があるのではないかと考える。 　また、国への要望においては、機能増進保育・特定間伐補助要件の撤廃・緩和のほか、適正施業確保のため、補助申請制度も事後申請ではなく、通常補助事業のような事前申請も併せて検討をお願いしたい。 ○上記に留意した、現在想定しているルールをお知らせいただきたい。
胆振	安平町	現在の地球環境などを考慮すると伐採量の抑制も必要ですが、樹種や林齢構成の偏りなどから、ある程度の更新も必要であり、また森林所有地の私的財産を抑制するという観点から、それを補償すべき制度なども必要となってくる。 　人工林資源の一体的な管理体制の構築という観点からすると、単純に伐採量のみを抑制し調整するに留まらず、植栽等の増加が図られるような調整も同じ割合で行っていく必要がある。 　戦後、国の政策として進められ、一斉に広葉樹を主体とした天然林を伐採し針葉樹が植林されてきたという背景（拡大造林政策）から、伐採時期が重なるのは必然であり、そのような経過を踏まえたうえでの検討が必要。 　最終的に伐採量の調整などを行う以前に、森林転用の抑制を図っていくことが地球規模による環境保全に対して重要かつ必要である。
十勝	上士幌町	「森林所有者が行う伐採届出に道独自の審査手続きを加え、伐採量の抑制を行うことができるようにすること」について、木材価格の長期的な低迷により森林所有者の経営意欲が低下している中、少しでも木材価格が高いうちに伐採したいと森林所有者は考える。伐採調整基準量を超えた場合に伐採を抑制することは、経済活動として成り立たなくなってしまう可能性があることから、造林に関する規制(罰則)強化を図ることの方が目的に合致すると考える。

【特定免税店制度の創設について】

支庁名	市町村名	意　　見
上川	旭川市	特定空港は、北海道全体としての観光振興の立場から、道内各地の空港を複数箇所指定することを想定したものとされたい。

【国際観光振興業務特別地区の設定について】

支庁名	市町村名	意　　見
石狩	札幌市	国際観光振興業務特区における投資減税など税制による措置については、市町村の財政に大きな影響を及ぼすものであるので、減税項目を決定する際や減税を行う際には、減税が及ぼす効果と負担の関係などを調査のうえ、その是非について市町村に協議すべきものと考える。

【企業立地促進法に基づく権限の移譲ついて】

支庁名	市町村名	意　　見
石狩	札幌市	企業立地促進法における投資減税など税制による措置については、市町村の財政に大きな影響を及ぼすものであるので、減税を行う際には、減税が及ぼす効果と負担の関係などを調査のうえ、その是非について市町村に協議すべきものと考える。
後志	小樽市	基本的に北海道への移譲は賛成であるが、現在、国が進めている企業立地促進法の改正等の動向を見極める必要がある。
胆振	室蘭市	①基本計画について国の協議・同意が不要になれば、計画の申請、変更が現在より迅速になることが期待される。 ②課税特例の適用対象業種(66業種)が、《道条例》のみで変更できるなら、北海道の強みや特性を活かした産業について対象になりやすく、産業集積の実現が期待される。

【外国人人材の受入の促進】

支庁名	市町村名	意　　見
檜山	今金町	この施策を進めることで、将来的に北海道のためになるとは考えられず、提案のこの部分の見直しを望む。 海外からの観光客への良質なサービスの提供を目指すことには賛成だが、土地に根づく者が、来訪者を心からもてなすことが本当のホスピタリティであり、その役目は北海道民こそが担うものである。来道した外国人が地元ではない人間の対応を受けて、果たして北海道を認知してもらうことになるのか疑問を感じ、更には、土着しない人間により、逆に印象が悪化する恐れがあり、北海道ブランド及び道内観光関係者そのもののホスピタリティの低下につながる。道州制の実現を目指す上でもその影響は決して小さくは無いものと予想され、治安上の問題も含めてどこまでの見通し(覚悟)があっての提案なのか疑問である。 外国人のうちには、そのホスピタリティが高く、ノウハウの豊富な者が少なからずいると思われので、その精神や技術・言語等を学ぶための「講師」として招き入れる場合において、ビザ取得などへの優遇・簡素化、または道内のホスピタリティの向上のために、国内の他地域や国外への留学のための規制緩和の特区提案や助成制度の充実や、人材育成の奨励をすべき。北海道が必要としているのは、これからの人材の「育成」であり「招集」ではない。道内人材の育成において、雇用の拡大・確保から、道内失業率の改善とい

【外国人人材の受入の促進（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見
	今金町（続き）	う面でも期待できる。 　具体的な施策も無く、これまで放任してきた北海道観光の質を今後改めて向上させる必要性は強く感じるものの、道内の人材を掘り起こし、郷土愛に基づいた建設的・戦略的な特区提案または振興策でなければ、道民の理解も得がたいと考える。
宗谷	猿払村	【外国人人材受入の促進】 　本村においては、平成16年3月に構造改革特区「オホーツク海さるふつ外国人研修生受け入れ特区」区域の認定を受け、50人以下の企業については外国人研修生を3名までのところ、2倍の6名までとされており、現在93名の研修生・実習生を受け入れている。 　本村は、50人以下の企業が90%を占め、そのほたて等の加工製造技術は日本有数であるが、研修生が本村企業の高度な技術、技能を習得し、それを派遣国（中国）において活用することにより、発展途上国の人材育成及び国際貢献の実現を促進し、一方、本村企業では新たな国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流を通じた地域経済の活性化が図られているところである。 　この外国人研修生受け入れ特区に関しては、本村に追随し、道内では枝幸町や紋別市など、オホーツク沿岸の自治体がこの特区制度を活用している現状にある。 　４年間の特区活用を踏まえ、各企業から、現在研修１年、実習２年である受け入れ期間を延長についての要望が寄せられているところであるが、他の自治体が外国人研修生受け入れ期間の延長特区を申請しても認定になっていない経過があり、全国的には特区の悪用や研修生の失踪事件などが発生しており、難しい現状にある。 　そこで、本答申は、観光業務に従事する外国人人材の確保のため滞在期間の延長等を求めるものと理解はしているが、全道的にも外国人研修生の受入をしている自治体・企業が多く、その実態を把握して頂き、もし、期間延長を望む声が多いのであれば、第一次産業の分野においても、この観光業務分野と同様に組み込んで頂けるよう要望する。

【町内会事業法人制度の創設について】

支庁名	市町村名	意　　見
石狩	札幌市	○町内会が保有する自動車について、税の軽減措置を講ずるとあるが、認定ＮＰＯ法人や日赤や共同募金などと同様に、町内会への寄附が所得税・法人税・相続税の特例措置となるようにできるとよい。町内会館建設時の寄附の募集などに大きな効果が期待できる。 　○条例で規定する事項として、「町内会憲章の制定」、「事業内容等の公表」、「学校教育への題材の提供」などが示されているが、現実の町内会に当てはめて考えてみると、役員の高齢化や担い手不足、地域の関心の低さなど、多くの団体が抱える共通の課題を克服しなければ、なかなかここまでのレベルは手が回らないように思われる。当初はハードルを低くすることも必要と思われる。 ○条例で規定する事項の中に「地域住民の相互扶助または生活環境の維持向上など地域の住民自治の振興に資する事業」とあるが、この事業はどのような範囲を想定しているか。町内会の性格にふさわしい事業に限定するなど、事業の範囲を明確にすべきではないか。

【町内会事業法人制度の創設について（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見
	札幌市（続き）	・現在、多くの町内会で行われている事業（地域の夏祭り、町内清掃活動、除雪、防犯・防災活動、親睦会など）でも要件を満たしていることとなり得るのか。なり得るとすれば、他に条例で規定する事項を充足すれば、ほぼ全ての町内会が法人として認可せざるを得なくなり、町内会名義で様々な法律行為を行えることとなる。 ・町内会事業法人が行える事業の範囲を明確に規定せず、地域の住民自治の振興に資する事業を行うという理由が立てば法人として認可できるとした場合、町内会では地域の情報（個人情報等）を他者よりも多く保有しており、有利な条件で有償の活動を行うことができると想定されることから、事業内容によっては商店街組合など他の住民組織や事業者との関係を調整する必要が生じる可能性もある。 〇道で条例を作る際、制度の解説や認可の方法などを記載した詳細なマニュアルを作成していただきたい。ある程度、明確な基準がないと各市町村で法人の認可の要件に差異が生じ、町内会事業法人の性格が異なってしまう可能性がある。
留萌	小平町	趣旨は理解するが、過疎地域の小規模町村における町内会が法人格を取得できても、法人税（均等割）の課税対象になるだけで、大きなビジネスチャンスが在るとは思われないのでメリットはないと思われる。
宗谷	稚内市	少子高齢化、過疎化が進むコミュニティ組織において、法人格を取得しグループホーム等の事業を取り組むことができるようになれば、住民協働による幅広い町内会活動ができることになり、町内会の自立が期待できる。
網走	網走市	少子高齢化が進行する中で、今、地域に求められているものは、隣人同士の助け合いやそれに基づき、安心して暮らせるまちづくりを進めることであり、その担い手となるのが、町内会・自治会等の地縁組織。 当市においても、町内会等が自主的に防犯活動や交通安全活動、地域美化活動等をボランティア的に実施しており、その活動は、住民の参加協力及び町内会会費によって支えられている。 よって、町内会事業法人制度については、極端な利潤追求により地域住民のつながりを壊すこととならないような制度設計が必要であると考える。
胆振	室蘭市	地域コミュニティの再生は、地域社会における住民相互の扶助を目指すものであるが、その核となる町内会の現状は、役員の高齢化やなり手がいないこと、さらには町内会への関心度が低く加入世帯が減少傾向にあることなど課題が多く、将来に渡って組織のあり方等の検討や改善が必要な状況にある。 昨今、自治体の再編や民間の公共への参入など、公共サービスも多元化されてきたが、町内会の役割が増大するのに反比例し住民意識が薄れていく中で、公共に対する「補完性の原理」を住民に最も近い自治組織として、現状の町内会のみに委ねることはなかなか難しいものがある。 今後の地域コミュニティの再生・強化を考える場合、本制度の創設はもとより、現状の町内会における課題等を整理し、市民活動団体や事業所、さらには学校などの地域構成員を含めた、今後の町内会活動のあり方等について検討していくことが重要であると

【町内会事業法人制度の創設について（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見
胆振	室蘭市（続き）	考えるため、本制度の運用等に当たっては、市町村との十分な連携を図りながら進めることをお願いしたい。

【法定受託事務の自治事務化】

支庁名	市町村名	意　　見
留萌	小平町	基礎自治体の体制整備が伴うことが前提となる。

【その他】

支庁名	市町村名	意　　見
後志	蘭越町	【全般について】 道州制のメリットは権限移譲、財源移譲、規制緩和、二重行政の解消により、住民に身近なところで行政運営ができ、住民ニーズに対応した地域社会の展開が期待されますが、道州制の推進により国からの財源移譲がどの程度か知るすべはないが、このことによる財政的負担と、道職員を削減している中でどのように対応していくのか。また、今回の提案により道民がどのようなゆとりと豊かさを受けることになるのか、客観的、主観的にどのような利益を受けることになるのか、北海道が説明責任を果たすべきである。
網走	津別市	【その他】 ①現在の防災行政無線以外に FM 放送内周波数を放送波として地方自治体に割り当て願いたい。 ②地方自治体 FM 放送について電波出力・技術者・電波使用料等について、電波出力に応じて緩和願いたい。 ③車のナンバーについて、各陸運事務所名ではなく、地域特性を出すために「北見」⇒「オホーツク」・優良運転者に「北海道」のナンバーの交付を行い、地域アピールと交通安全高揚につながる。

【合計】

16市町村	その他１６４市町村は「意見なし」

平成１９年度　道民提案の検討・整理状況　（集計表）

資料　３

＜　合計　２８８件　　＝　当初分　２４８件　＋　追加分　４０件　＞

分　野	【　合　計　】			【特区提案として検討すべきもの】						【特区提案によらなくても対応可能なもの】	
						検　討　結　果					
						答申につながったもの			継続検討		
	Ａ＋Ｂ 道民提案数	ａ＋ｂ （項目数）	番　号	Ａ 道民提案数	ａ （項目数）		第１回	第２回		Ｂ 道民提案数	ｂ （項目数）
Ａ　地域医療対策	４３	２８	NO. 1～NO. 24 NO.205～NO.208	３１	１４	３(3)	３(3)	０	１１	１２	１４
Ｂ　農林水産業の振興	３０	２４	NO. 25～NO. 46 NO.209～NO.210	１４	８	３(3)	１(1)	２(2)	５	１６	１６
Ｃ　土地利用規制	１４	８	NO. 47～NO. 52 NO.211～NO.212	１３	６	３(1)	０	３(1)	３	１	２
Ｄ　経済振興対策	７１	５９	NO. 53～NO.100 NO.213～NO.223	４７	３４	６(5)	０	６(5)	２８	２４	２５
Ｅ　雇用対策	６	５	NO.101～NO.105 ―	０	０	０	０	０	０	６	５
Ｆ　環境保全	１６	１６	NO.106～NO.120 NO.224	５	６	２(1)	０	２(1)	４	１１	１０
Ｇ　子育て支援	２	２	NO.121～NO.122 ―	０	０	０	０	０	０	２	２
Ｈ　地域振興対策	８１	７４	NO.123～NO.184 NO.225～NO.236	１６	１５	０	０	０	１５	６５	５９
Ｉ　教育・学校	１３	１３	NO.185～NO.192 NO.237～NO.241	２	２	０	０	０	２	１１	１１
Ｊ　福祉	８	９	NO.193～NO.200 NO.242	４	４	０	０	０	４	４	５
Ｚ　その他	４	４	NO.201～NO.204 ―	０	０	０	０	０	０	４	４
合　計	**２８８**	**２４２**		**１３２**	**８９**	**１７(13)**	**４(4)**	**１３(9)**	**７２**	**１５６**	**１５３**
（内訳）当初分	２４８	２０４	NO. 1～NO.204	１０６	６５	１３	４	９	５２	１４２	１３９
追加分	４０	３８	NO.205～NO.242	２６	２４	４	０	４	２０	１４	１４
（構成比）	100.0%	100.0%		45.8%	36.8%					54.2%	63.2%

↑　（　）内は答申数を内書き

☆　答申と上記表「答申につながったもの」欄の項目数との関係について

①　第１回答申（３分野）５項目のうち、【水道法】を除く４項目
【札幌医大定員自由化】(NO.1)、【労働者派遣法】(NO.5)、【地方公務員派遣法】(NO.6)、【ＪＡＳ法】(NO.36)

②　第２回答申（３分野）１１項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く９項目（当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながっていることにより、第２回答申の集計値は上記表では１３項目となっている）
【国土利用】(NO.49,50,211)、【人工林資源】(NO.39)、【森林関係審議会】(NO.38)、【廃棄物処理法】(NO.113,114)、【特定免税店制度】(NO.56,217)、【国際観光振興業務特別地区】(NO.214)、【企業立地促進法】(NO.213)、【外国人人材受入れ】(NO.63)、【地域限定通訳案内士】(NO.53)

平成19年度　道民提案の検討･整理状況　[288件(当初分248件、追加分40件)]

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増･地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	①						1007A,1061A,2006A,3063A 【札幌医大定員自由化】
		地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1		○					2006A*,2015A
			潜在医師･外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3		○					1002A,2006A*,3028A,3069A
		地方への派遣システム	医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1					○		2006A*,3064A
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1		○					1043A,2006A*
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①						2022A*,2026A*,2030A* 【労働者派遣法】
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①						3106A 【地方公務員派遣法】
			医師、看護師等医療従事者の需給調整	**205**	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。	1	1						○	1223(3)
		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1		○					2006A*,3061A
		看護職員確保	看護学校の定員増･奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3		○					2019A,2027A,2031A
			養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1		○					1008A
			保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	**206**	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1		○					1226(3) NO.9
			外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0		○					1033B*
	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和･延長する。	9	9		○					2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A
			看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5		○					2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
			病院、診療所の人員及び施設の基準	**207**	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○					1225(3)
	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1						○	3019A
			医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1						○	3020A

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
A 地域医療対策	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1						○	3021A
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1				○			1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1				○			2011A
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0						○	1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○			1047H*
			私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1				○			1049A
		その他	医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1				○			3035A
			医療対策協議会における知事の指示権限	**208**	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				○			1224(3) NO.22
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1					○		1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1					○		3092A
B 農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3		○					1010B,1014B,3055B
			目標設定･体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4					○		3002B,3013B,3014B,3016B
			外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1					○		1033B
			教育機関整備･資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1					○		1016B
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1					○		4009B
		遊休地の活用	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4		○					1017B,3037B,3066B,3078B
			ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1					○		3065B
		施設の整備	雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1					○		1015B
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○					1086B

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
B 農林水産業の振興	農業の振興	その他	農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1					○		3068B
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1				○			3104B
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①						3108B,4014B 【JAS法】
	林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1		○					3004B
			国有林･道有林の維持管理の一元化	**209**	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		**○**					1219(2) **NO.37**
		地域森林計画	森林審議会の所管	38	地域森林計画に関連する林業･木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②						4016B 【森林関係審議会】
			道計画･市町村計画の統合	39	道･市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②						4017B 【人工林資源】
	水産業の振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1			○				2013B
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1				○			1011B
			密漁の取締、罰則	**210**	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1				**○**			1214(1) **NO.41**
			養殖･栽培技術の向上	42	流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1					○		3017B
			外国人人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0					○		1033B*
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0					○		3068B*
		加工業などの振興	外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1			○				3067B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0					○		1015B*
C 土地利用規制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2		○					3005C,3010C
			未使用国有地･道有地の活用	48	未使用の国有地･道有地の有効活用を図る。	1	1					○		3025C
		地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議･許可権限を知事の権限とする。	4	4	②						2008C,2010C,2034C,3041C 【国土利用】
			企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	**211**	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事許可とする。	1	1	**②**						4201(1) 【国土利用】 **NO.49**

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
C 土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	保安林に関する権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	②						2009C,4008C,4018C 【国土利用】
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2		○					2004C,2007C
			土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	**212**	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1		**○**					1216(1) **NO.51**
	農地	耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0				○			3041C*
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	②						3038D【国際観光振興業務特別地区】、【企業立地促進法】、【地域限定通訳案内士】
			企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	**213**	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	1	**②**						1229(3) 【企業立地促進法】 **NO.53**
			国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	**214**	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	**②**						1230(3) 【国際観光振興業務特別地区】 **NO.53**
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3		○					3047D,3050D,3071D,3074Z*
			（小樽市への）カジノの設置（誘致）	**215**	カジノを設置できるようにする。（小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。）（小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。）	3	3		**○**					1213(3),1235(3),3203(3) **NO.54**
			民宿・ファームインの活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○					3060D,3062D
			酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	**216**	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1		**○**					1232(3) **NO.55**
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②						1022D,3077D 【特定免税店制度】
			国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	**217**	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	**②**						1231(3) 【特定免税店制度】 **NO.56**
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1			○				1029D
			空港・港湾でのCIQ業務	**218**	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1			**○**				1228(3) **NO.57**

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2		○					1030D,1034D
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1				○			1035D
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1					○		1041D
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1						○	1057D
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑･観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0					○		3071D*
		観光業振興	外国人人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②						1031D,1033B* 【外国人人材受入れ】
			自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○					1036D
			有料顧客送迎に係る権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○					4006D
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○					3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○					3070D
			北海道為替市場創設	**219**	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○					1205(3) **(NO.66､NO.67)**
		物流･人材移動の活性化	陸上･海上･航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1						○	1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2		○					1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1						○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1				○			1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1		○					1075D
			船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	**220**	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1		○					1210(3) **NO.72**
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1			○				3101D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D	その他	空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1					○		1074D
経済振興対策			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2		○					3075D,3107D
			千歳空港のハブ空港化	**221**	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1		**○**					1204(3) **(NO.75)**
		地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2		○					1080D,2014D
			加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1						○	3015D
			コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1						○	3018D
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1		○					1019D
		自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○					3009D
			大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1						○	3046D
		企業等誘致	リサーチ＆ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2					○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1				○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1					○		1037D
			他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人財を誘致する。	1	1					○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1					○		3102D
		IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1		○					1032D
			最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1					○		1039D
		タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1		○					1078D
			需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1		○					1079D
			Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0					○		3095H*

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D 経済振興対策	その他	その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1		○					3048D*,3049D*,3073D
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2		○					1038D,3045D
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2		○					3053D,3079D
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1					○		1025D
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1		○					1040D
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1				○			1077D
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1		○					1081D
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1						○	1082D
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1						○	1085D
			路線バスの合理的運行による経営改善	**222**	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1		○					1209(3)
			地域通貨の導入等	**223**	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1		○					3202(3)
E 雇用対策	雇用対策	労働環境の整備	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3				○	○		1013E,3011E,3022E
		雇用・就業機会の確保	在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1						○	3012E
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0					○		3065B*,3066B*
			高年齢層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1				○			3097D
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1						○	4015E
F 環境	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1				○			1004F
			狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1				○			1005F

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
F 環境保全	環境保全	バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1		○					1018F
			バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	**224**	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1		**○**					1234(3) **NO.108**
			バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1		○					1083F
			遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0		○					1017B*,3037B*,3066B*,3078B*
		廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1				○			1056F
			産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1				○			4010F
			一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	②						4011F 【廃棄物処理法】
			処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	②						4012F 【廃棄物処理法】
		環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1						○	3003F
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1						○	1065F
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2						○	1067F,3087F
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1						○	1073F
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1						○	3072F
			国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1						○	3100F
G 子育て	子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1				○			1012G
			男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1				○			3001G
H 地域振興	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2		○					1009H,1042H
			政令市、中核市の要件緩和	**225**	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	1	1		**○**					1233(3) **NO.123**
			道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1		○					2017H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1		○					3006H
			市町村合併	126	札幌市○○区とするような特別立法を作る。	1	1				○			3026H
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0						○	3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1						○	4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1						○	4002H
			道道の管理の特例	**226**	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1		**○**					3204(1)
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1		○					3058H
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	**227**	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1		**○**					1217(2) **NO.130**
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0		○					3006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1						○	3083H
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	**228**	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		**○**					1220(2)
			国道、道道の維持管理の一元化	**229**	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		**○**					1221(2)
		住民自治の強化	住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1					○		3024H
			住民による条例提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1			○	○			3033H
			地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1						○	3082H
			投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1						○	3086H
		自治体財政・会計の改善	独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1				○			3008H
			複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1					○		3040H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
H	地方自治の強化	自治体財政・会計の改善	歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1				○			3059H
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1						○	1084H
			年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1				○			4003H
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1						○	4004H
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1						○	4013H
			財政改革	**230**	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1	1						**○**	1202(2)
		市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1					○		3084H 【町内会事業法人制度】
			活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1					○		3085H
		その他	地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1						○	3039H
			教員のへき地手当の級地決定	**231**	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1						**○**	1215(1) NO.146
			道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1						○	3023H
			道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1				○			3034H
			地方行政連絡会議における知事の指示権限	**232**	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				**○**			1218(2) NO.148
			施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1						○	3027H
			ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1						○	1063H
			基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入･歳出を評価する。	1	1				○			3090H
			行政サービス品質管理制度	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1				○			3091H
			電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1					○		3096H
			道立美術館の地方独法化	154	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1						○	4007H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
H 地域振興対策	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1			○				3042H
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1						○	3056H
			コミュニティーFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1			○				1051H
			コミュニティFMの放送区域の拡大等	**233**	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1	1			○				1211(3) NO.157
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1						○	1052H
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1				○			1069H
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1						○	2035H
	離島振興	特有の負担解消	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2		○					2001H,2002H
		特殊性への対応	基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2						○	2003H,2005H
	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6						○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1				○			2016H
			移住促進	**235**	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1				○			1201(1) (NO.164)
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1		○					1068H
			一年車検の一部撤廃	**234**	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1		○					1203(3) (NO.80、NO.89、NO.94、NO.165)
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1						○	3029H,3030H*,3031H*,3032H*
		施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2						○	1006H,1055H
			自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1				○			3051H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用	高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1				○			3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1				○			1047H
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1					○		3080H
		独自基準の設定	住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1						○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1						○	4005H
			水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1		○					3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅。積載量の特例を設ける。	1	1						○	3007H
			道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	**236**	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1						**○**	3201(3) **NO.175**
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1		○					3043H　（検討結果欄「その他」→「継続検討」に変更）
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1				○			3044H
			軽微な交通違反の特例措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1						○	1046H
			旅館業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1				○			1076H
			コミュニティーFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1			○				1051H*,3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1						○	3088H
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1						○	3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1					○		3094H 【町内会事業法人制度】
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1						○	3095H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
Ⅰ教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1						○	1027I
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○			1047A*
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特例措置を設ける。	2	1						○	1027I*,1053I
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1		○					1087I
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	**237**	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1				**○**			1206(3)
			学力・学習状況調査の実施	**238**	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1						**○**	1207(3)
			小学校の教師の教科担任制	**239**	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1				**○**			1208(3)
			社会保険労務士による道立高校での講義	**240**	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1				**○**			1212(3)
			研究開発学校の指定	**241**	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1		**○**					1222(3)
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1						○	1028I
			アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1					○		3103I
		給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1						○	1058I
			給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2				○			1059I,1060I

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号 ※【　】は関連する答申項目 ※　A～Zは大分類 ※(1)地方分権の推進、(2)行政の効率化、(3)北海道の自立的発展
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1				○			1064J
			寄付金の損金処理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1		○					1066J
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1						○	3093J
			カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1						○	3074J
			外国人人材受入れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0						○	1033B*
			福祉有償運送の規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1		○					3099J
			介護サービス事業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1		○					3105J
			介護サービス事業所等の指定基準	**242**	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1		○					1227(3) NO.199
			介護サービス指定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1						○	4019J
Z その他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1						○	1048Z
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1			○				1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1					○		1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1			○				1062Z

＜集計＞

区分	提案数(重複含む)	項目数(NO.)	特区提案として検討すべきもの				特区提案によらなくても対応可能なもの					
			提案数	項目数	aの内訳		提案数	項目数	bの内訳			
					答申へ	継続検討			国の専掌	現行法令	現行施策	その他
	A+B	a+b	A	a			B	b				
当初分	248 (288)	204 (NO. 1～NO.204)	106	65	13	52	142	139	10	37	35	57
追加分	40 (40)	38 (NO.205～NO.242)	26	24	4	20	14	14	2	7	0	5
合計	288 (328)	242 (NO. 1～NO.242)	132	89	17	72	156	153	12	44	35	62

資料　4

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	A　地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
看護職員確保	２０６ 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1	・　保健師助産師看護師法§19・§20・§21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている ・　具体的には、施設基準については保健師助産師看護師学校養成所指定規則、施設の指定については同法施行令などにより規定されている。 ・　なお、施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣となっている。	・　保健師助産師看護師法及び関係法令の改正 ・　指定調査等のための経費	【メリット】 ・　道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・　施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 ・　指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。（現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管） 【デメリット】 ・　独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによっては、他県の学生より受験が不利になる可能性がある。		保）医療政策課	1226A

中分類	地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方の実態に即した医療従事者の配置	２０７ 病院、診療所の人員及び施設の基準	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1	・　医療法§21等に基づき、病床の種別により医師の配置数等が決まっている。	・　医療法等関係法規等の改正	【メリット】 ・　医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。 【デメリット】 ・　医療の質や安全性が低下するとともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなると考えられる		保）医務薬務課	1225A

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	B　農林水産業の振興
中分類	林業の振興

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
資源の有効活用	２０９ 国有林・道有林の維持管理の一元化	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする	1	1	・　国有林は、農林水産省設置法§4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法§5）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 ・　民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。 ・　国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。 ・　国は国有林管理の一部の独立行政法人化をH21年度までに検討することとしたところ。	・　国有林の管理権限を知事に移譲 ・　必要な財源及び人員の措置	【メリット】 ・　地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 ・　森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 ・　管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かない恐れ。		水）総務課	1219B

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	C　土地利用規制
中分類	土地利用一般

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方裁量範囲の拡大	２１１ 企業誘致のための農地転用	企業誘致促進のため、４ha超の農地転用についても知事許可とする	1	1	※第２回答申【国土利用】で処置済み				経） 産業立地課	4201C
	２１２ 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	土地利用の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1	①　国土利用計画法 ・　国土利用計画法では、都道府県は五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）と土地利用調整等に関する事項について定めた土地利用基本計画を策定することとされているが、その策定・変更に当たっては国との協議・同意を得なければならない。	①　国土利用計画法 ・　国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の一括廃止	①　国土利用計画法 【メリット】 ・　土地利用基本計画の策定・変更に係る事務処理期間の短縮 【デメリット】 ・　国土利用計画法に係る国の関与の廃止が先行し、国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の廃止ができなければ、土地利用基本計画の策定・変更に当たって国土交通大臣が行っている関係行政機関の長との協議を、国土交通大臣に代わって都道府県が調整をしなければならないなど、事務の煩雑化・非効率化が危惧される。		企） 計画室	1216C
					②　自然環境保全法 ・　都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定又は拡張をしようとする場合は、環境大臣への協議が必要とされているが、道では自然環境等保全地域指定事務要領に基づき、国の出先機関に事前協議を行っている。	②　自然環境保全法 ・　都道府県から環境大臣への協議の廃止	②　自然環境保全法 【メリット】 ・　指定事務の効率化が図られる		環） 自然環境課	
					③　自然公園法 ・　国定公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする場合は、関係行政機関の長への協議が必要とされているが、環境省からの技術的助言（環境省自然環境局長通知）に基づき、国の関係地方行政機関に協議を行ったうえに、自然公園法§55に基づき、関係大臣への協議を行っている。	③　自然公園法 ・　都道府県から関係行政機関の長（大臣）への協議の廃止。	③　自然公園法 【メリット】 ・　指定事務処理の迅速化、効率化が図られる。			
					④　農振法 ・　農振法の規定により、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定める場合には、農林水産大臣に協議し同意を得なければならない。	④　農振法 ・　農振法４条の協議廃止	④　農振法 【メリット】 ・　都市計画法など他の土地利用規制関係法令に基づく国との協議・同意がすべて廃止となった場合には、本道の実情に即した主体的な土地利用が可能となる。 ・　北海道独自のビジョンに基づいて、地域の実情に応じた農業施策、農用地の確保・保全対策が可能となる。 【デメリット】 ・　国による農業関係の補助事業には、農振地域や農用地区域をその対象としているものもあり、国の基本指針に基づいて策定される都道府県の基本方針に国が関与する仕組みを前提に予算措置されている。このため、国の関与を廃止した場合、既存の財源確保が可能かどうか懸念される。		農） 農地調整課	

<「大分類：C　土地利用規制」　－　「中分類：土地利用一般」のつづき>

小分類	細分類	概　　要	提案数	提案数（重複除く）	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方裁量範囲の拡大	（２１２ 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止）				⑤　森林法 ・　知事は、森林地域を確定するなど森林に関する計画（地域森林計画）を策定又は変更する場合は、計画を公告縦覧し、その後、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞き、計画を策定する。その計画については、農林水産大臣の協議又は同意を得た後に、地域森林計画の決定がなされる。	⑤　森林法 ・　森林法の改正 ・　地域森林計画の作成に要する費用は、都道府県の負担となっている	⑤　森林法 【メリット】 ・　地域森林計画を決定するにあたって、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞いた後、速やかに計画を決定する事ができ、時間及び事務の軽減が図られる。 【デメリット】 ・　地域森林計画は、森林地域を確定するという土地利用規制のほかに、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格があり、これを国の計画と切り離すことは、調整に重大な支障を及ぼす危険性がある。		水） 森林計画課	
					⑥　都市計画法 ・　都道府県は、都市計画区域を指定しようとするとき、又は大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画、若しくは国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議し同意を得なければならない。 ・　また、都道府県が都市計画区域の整備・開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、農林水産大臣と協議しなければならない。	⑥　都市計画法 ・　都市計画法の改正	⑥　都市計画法 【メリット】 ・　道における都市計画を、道がより主体的に行うことができるようになる。		建） 都市計画課	

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	D　経済振興対策
中分類	観光振興

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
観光客誘致	２１３ 企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	1	※第２回答申【企業立地促進法】で処置済み				経） 産業立地課	1229D
	２１４ 国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	※第２回答申【国際観光振興業務特別地区】で処置済み				経） 観光のくにづくり推進局参事	1230D
	２１５ （小樽市への）カジノの設置（誘致）	カジノを設置できるようにする。（小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために観光振興策として、カジノの誘致を行う。）（小樽市に外国人のみが行うことができるカジノを作り、Ｆ１などを開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。）	3	3	・　**本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。** ・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・　なお、カジノに係る行為は、刑法§185・§186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	・　違法性を阻却する特別法の制定	【メリット】 ・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生		知） 知事政策部参事	1213D 1235D 3203D
	２１６ 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1	・　牛乳の製造にあたっては、食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）に基づく乳処理業の許可を受けた施設で、製造基準等を遵守した上で処理することが義務づけられており、酪農家の民宿で牛乳を提供する場合も小規模な施設を整備した上で提供している。	・　酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。	【メリット】 ・　観光の振興が図られる。 （食品衛生上のメリットはない） 【デメリット】 ・　簡易殺菌した牛乳の提供について、現行の法令基準と同等の安全性確保のしくみが確立されなければ、不十分な衛生管理による食中毒の発生や、それに伴う風評被害が懸念される。		保） 食品衛生課	1232D
	２１７ 国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	※第２回答申【特定免税店制度】で処置済み				経） 観光のくにづくり推進局参事	1231D

中分類	その他

小分類	細分類	概　要	提案数	提案数（重複除く）	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
金融市場の活性化	２１９ 金融市場の活性化	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を作る。	1	1	・現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われている。		【メリット】 ・　現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・　システム整備などに経費がかかる。		経） 商工金融課	1205D
物流・人材移動の活性化	２２０ 船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接積めるようにし、コスト削減による競争力のコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	・　道路法により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅・重量・高さ・長さ・最高限度が決められており（§47①、具体的な数値については、車両制限令§3）、貨物が特殊でやむを得ない場合に道路管理者が許可したときのみ通行可能（§47-2①）。 ・　コンテナは、国際大型コンテナと国内コンテナに大別され、それぞれＩＳＯ規格ならびにＪＩＳ規格。海上コンテナは、世界中の港での効率的な荷役を実現するためにＩＳＯ規格を満たすコンテナをいい、日本で独自の規格のＪＲコンテナと区別される。なお、海上コンテナのサイズについては、ＩＳＯ規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的規制はない。 ・　ＩＳＯ規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ(12m)、高さ等について道路法上に制約（具体的な数値は車両制限令§7）があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。したがって、ＩＳＯ規格で最大の45フィートコンテナ（長さ13.7m）は道路法§47②で通行できない。	・　車両制限令§3の改正	【メリット】 ・　海外からの積荷の45フィートコンテナを、手続きなしでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。 【デメリット】 ・　道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。		企） 地域主権局	1210D
空港の活性化	２２１ 千歳空港のハブ空港化	千歳空港をハブ化し離発着の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1	・　グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化に取り組んでいるところ。 ・　空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第２種Ａ空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第２種Ｂ空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第３種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠		【メリット】 ・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 【デメリット】 ・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、着陸料等の収入だけでは収支が不足する可能性がある。 ・　道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。		企） 新幹線・交通企画局参事 建）	1204D

<「大分類：D　観光振興対策」　－　「中分類：その他」のつづき>

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	２２２ 路線バスの合理的運行による経営改善	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを　利用できるようにする。	1	1	・　一般的に言われる「路線バス」とは、道路運送法§3に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」のことを指しており、§4により国交大臣の許可が必要。 ・　許可は、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」により、乗車人員は11人以上と定められているが、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合（地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等）には、11人未満の乗車定員とすることができる。	・　「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」における乗車定員規定の改正	【デメリット】 ・　一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針における乗車人員の規定は、車両に乗りきれない乗客（乗り残し）を発生させないためのものであり、乗り残しの問題が発生しないと認められる場合については、現行制度においても、乗車人員の緩　和が可能である。 ・　一方、バス事業者が自由に車種を選定した場合、輸送需要に見合わない車種の導入等により、急な乗車需要の増加に対応できない場合など、乗り残しを発生させるおそれがある。		企） 交通企画課	1209D
	２２３ 地域通貨の導入等	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や、変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1	・　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており（§2）、貨幣の製造及び発行の権能は政府に属するとされている（§4）。	・　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の改正	【デメリット】 ・　変動国内地域通貨制の導入により、為替リスクが生じ、道内経済に悪影響を及ぼす可能性がある。 ・　為替リスク、偽造リスクの管理体制について、新たな組織を設ける必要がある。		企） 地域主権局	3202D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	F　環境保全
中分類	環境保全

小分類		細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
バイオ燃料	税制	２２４ バイオ燃料精算業務特別地区の設定による投資減税	バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減　税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望しており、H20年度から一定の措置がされる予定である。 ・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・　なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・　H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（３年間２分の１軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（３０％）又は税額控除制度（７％）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。	・　新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・　制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）	【メリット】 ・　バイオ燃料使用促進 ・　地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率２５％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。		総） 税務課 環） 環境政策課 経） 資源エネルギー課	1234F

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	H　地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
基礎自治体の強化	２２５ 政令市、中核市の要件緩和	政令市、中核市の要件を緩和し多くの市が移行できるようにする。	1	1	・　地方自治法により、政令で指定する指定都市（§252-19）及び中核市（§252-22）は、次のとおり。 ◇　指定都市 **人口50万以上の市を政令で指定**（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている）。 ◇　中核市 人口30万人以上の市を政令で指定。 ・　道内の状況は、現在の人口では、指定要件を大きく緩和しなければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 ・　現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	・　地方自治法の改正等	【メリット】 ・　事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 ・市民サービスの向上 ・地域特性を生かした施策の展開 ・市全体の活性化 【デメリット】 ・　対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・　財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。		企） 市町村課	1233H
	２２６ 道道の管理の特例	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する　都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1	・　道路法§17では、指定市以外の市町村について、管理の特例は認められていない。	・　道路法の改正	【メリット】 ・　町道と一体となった管理をする事ができるものと思われる。 【デメリット】 ・　道路の管理費用を町が負担する事となるため、それ相当の体制及び予算が必要になるものと思われる。		建） 道路課	3204H
役割分担の明確化	２２７ 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする	1	1	・　道路法・河川法・都市公園法・土地改良法により、道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担している。 ・　北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 ・　国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。 ・　特に、維持管理費は本来管理主体が負担すべきものであり、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは不合理であることから、速やかな廃止について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。	・　各関係法令における、維持管理費用に対する地方公共団体の負担に関する規定を削除する。 ・　維持管理水準を低下させないためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 ・　制度改正に向け、引き続き、知事会等と連携し、国に働きかける。	【メリット】 ・　地方財政負担の軽減 【デメリット】 ・　地方負担金の減少相当分の維持管理水準の低下が懸念される		企） 計画室 参事	1217H

<「大分類：H　地域振興対策」　－　「中分類：地方自治の強化」のつづき>

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
役割分担の明確化	２２８ １級及び２級河川の維持管理の一元化	１級及び２級河川の維持管理を一元化できるようにする	1	1	・　河川法により、１級河川の指定区間外区間は国（§9）が、１級河川の指定区間及び２級河川は北海道（§10）が、それぞれ管理を行っている。	・　河川法の改正 ・　交付税措置	【メリット】 ・　維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。 【デメリット】 ・　必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。 ・　河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。		建） 河川課	1220H
	２２９ 国道、道道の維持管理の一元化	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1	・　道路法§13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。	・　道路法の改正 ・　交付税措置	【メリット】 ・　一元管理することにより、一層の地域防災への向上が期待される。 ・　一体的に実施することによる維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。 【デメリット】 ・　財源について、国道のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。 ・　サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理をしても、作業の効率化が図れない場合もある		建） 道路課	1221H

中分類　地域活性化

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
道民に対する優遇措置	２３４ 一年車検の一部撤廃	まずは最大積載量２ｔ未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1	・　「自動車検査登録制度」とは、自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 ・　道路運送車両法§61・§62により、 ◇　自家用貨物自動車：初回は２年後、以降１年毎 ◇　営業用自動車(緑ナンバー車)：１年毎	・　関係法令の改正	【メリット】 ・　車検費用、手続きの軽減 【デメリット】 ・　車両の安全性･信頼性に対する懸念		企） 交通企画課	1203H

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ⅰ　教育・学校
中分類	教育・学校

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
教育・学校	２４１ 研究開発学校の指定	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1	**（現状）** ・　日本の教育制度は、国が学習指導要領などにより教育課程の最低の基準を設定し、都道府県や市町村が、この基準を満たした上で弾力的な運用を行いながら、地域や児童生徒の実情等に応じた特色ある教育を実践している。 ・　研究開発学校は、国が将来の学習指導要領の改訂に資するよう指定を行っているものである（H13.1.6文科大臣裁定「教育研究開発実施要項」）。 ・　学習指導要領については、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の基準を超えた教育活動を行うことは学校の設置者の判断により十分可能なものとなっている。 ・　研究開発学校の指定状況は、全国57件うち道内１件（H19年度）。 ・　構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、H20年度を目途に全国展開予定である。 **（課題・問題点）** ・　研究開発学校の指定権限を知事に移譲することは、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することと同様の意味を持つものであり、日本の教育制度の根幹に関わる問題である。 ・　また、教育課程の基準を道単独で変更するとなった場合は、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等に大きな影響を及ぼすこととなる。	・　学校教育法施行規則に基づく研究開発学校の指定について、道内の学校は、道知事の指定も可能とする	【メリット】 ・　国による全国一律の判断ではなく、北海道の地域特性等に応じて、道独自の判断により指定することが可能となる。 【デメリット】 ・　研究開発学校指定の権限移譲により、教育課程の基準を道独自で変更することとなった場合、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等において、支障の生じることが懸念される。 ・　学習指導要領において定められている教育内容（必履修教科・科目）は、すべての子どもに確実に定着させる必要があるが、研究開発によって、その内容が変更されることなどにより、教育水準の維持・向上が保てなくなることが懸念される。		教） 教育政策課 高校教育課 義務教育課 地域支援教育課 学校安全・健康課 新しい高校づくり推進室参事	12221

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ｊ　福祉
中分類	福祉

小分類	細分類	概　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
福　祉	２４２ 介護サービス事業所等の指定基準	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1	・　都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	・　指定要件を都道府県知事が定められるよう法改正が必要	【メリット】 ・　医療従事者などの人材の確保が困難な地域に配慮した指定基準が設定できる。 【デメリット】 ・　指定基準の緩和（独自報酬の設定）により、全国共通の介護報　酬請求システムが活用不可となるため、道独自で新たな請求システムの開発が必要となり、これら費用を負担することとなる市町村・事業者などの理解が必要となる。 ・　施設系サービスなどについては職員配置の緩和による医療精度や処遇上の低下等を招かないための対応が必要となる。 ・　介護サービス及び障害者福祉サービスは、国が定める基準告示によってサービス提供に要する費用の額が設定されており、利用に際し、その１割を利用者が負担することとなっている。従って、国の指定基準に定める職員配置を行っている施設と緩和された職員配置となっている施設であっても同一の利用者負担となることから、利用者から見た場合の不公平感を解消する必要がある。		保） 介護保険課	1227J

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	A　地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
地方への派遣システム	２０５ 医師、看護師等医療従事者の需給調整	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする	1	1				○	・　全国的見地からの検討が不可欠である医療政策全般の議論。 ・　なお、国においても看護師の養成数に上限を設けるなどの需給調整は行っていない。	保） 医療政策課	1223A

中分類	その他

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
その他	２０８ 医療対策協議会における知事の指示権限	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務づけ、知事に指示　権限を与えるようにする	1	1		○			・　平成18年6月の医療法改正（19.4.1施行）による「地域医療対策協議会」設置の義務化と権限強化に伴い、会長には知事が就任（H19.5）しており、また、協議会の協議を経て定められた施策の実施に協力するよう義務がある。 ・　上記医療法改正により、北海道医療対策協議会（H16年設置）は、自治体病院協議会や国立病院機構などを構成メンバーに加え、北海道の医療に携わるほとんどの関係機関・団体が参加。	保） 医師確保推進室	1224A

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	B　農林水産業の振興
中分類	水産業の振興

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
水産業の安定化	２１０ 密漁の取締、罰則	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1		○			・　漁業調整規則の罰則規定は、条例で独自の罰則を定めるとしても、漁業法（§65③）、水産資源保護法（§4③）の枠内である。 ・　密漁に対する罰則の強化については、これまで道、道議会、団体等が国に対して漁業法等の改正を要請してきたところであり、これを受け、国では通常国会（第166回常会）において漁業法及び水産資源保護法の改正案が可決・公布（H19.6.6）され、現行法令の改正により、密漁の罰則の強化が図られる。	水） 漁業管理課	1214B

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	D　経済振興対策
中分類	観光振興

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
観光客誘致	２１８ 空港・港湾でのＣＩＱ業務	空港・港湾でのＣＩＱ業務を知事ができるようにする。	1	1	○				・　ＣＩＱ業務は国家保安上の基本的責務。 ・　なお、道内地方空港における国際チャーター便のＣＩＱ業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に出向(出張)き対応している（港湾も同様の対応）。 ・　入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として、札幌入国管理局に職員を派遣している。	企） 交通企画課	1228D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	Ｈ　地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
自治体財政・会計の改善	２３０ 財政改革	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1	1				○	・　専ら地方自治体における財政政策に係る議論。	総） 財政課	1202H
その他	２３１ 教員のへき地手当の級地決定	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1				○	・　へき地学校等の指定は、へき地教育振興法により、各都道府県が文部科学省令で定める全国的に統一した基準に従い、条例で指定することとされており、現行の指定基準は、平成元年に一部改正されて以来18年余りが経過している。 ・　道教委としては、この間、交通事情など地域の実情にも変化が生じてきていることから、これまで国に対し、早期の見直しを要望してきている。 ・ 文部科学省においては、H19年3月29日に中央教育審議会から「今後の教員給与の在り方」に関し答申があり、へき地を取り巻く環境の変化を踏まえた指定基準の見直しや通勤手当とへき地手当の併給の是非についてその検討の必要性が提言されたこと等を踏まえて、現在、H20年4月の改正に向けて、指定基準等の見直しの検討が行われている。	教） 給与課	1215H
	２３２ 地方行政連絡会議における知事の指示権限	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1		○			・　地方行政連絡会議は、地方公共団体と国の地方行政機関が地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行うことを任務として全国９ブロックに設置されている。 ・　都道府県知事は、議長として会議を主宰し、連絡会議を代表する。また、会議の構成員は、協議の結果を尊重して、担任する事務処理に努めることとされている。 ・　さらに、連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共的団体の長に対し意見を申し出ることができる（H16.3には、外国船船舶座礁事故等の未然防止に関し、外務大臣に対して意見の申し出を行ったところ）。	企） 計画室 参事	1218H

中分類	地域防災対策

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
地域防災対策	２３３ コミュニティーＦＭの放送区域器の拡大等	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。 また、現在２０W以下とされている電波出力を１００W以下とすることを可能とする。	1	1	○				・　国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。	企） 地域主権局参事	1211H

中分類	地域活性化

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
道民に対する優遇措置	２３５ 移住促進	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建　築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1		○			・　農振法では、農用地等として利用すべき地域を農用地区域として定めることとされており、一般に農用地区域からの除外については法令の定めるところによることから、耕作放棄の事実をもって除外することは困難。 ・　また、農地法では、農業以外での農地の権利移動を原則として排除するものであるが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした農地の他用途利用が認められる。 ・　農業者以外の者が、農用地区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であり、市町村が、農振法の規定に基づいて「地域の農業の振興に関する計画」を定めるか、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を定めることにより可能となる。	企）まちづくり支援室参事 農）農地調整課	1201H
独自基準の設定	２３６ 道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1				○	・　最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 ・　交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能である。	警）交通企画課	3201H

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案によらなくても対応可能なもの】

大分類	Ⅰ　教育・学校
中分類	教育・学校

小分類	細分類	概　要	提案数		理由等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
教育・学校	２３７ 学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	夏休み･冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学　習の場を設け、子どもたちの学力の底上げを図る。	1	1		○			・　長期休業日の設定については、公立学校の場合、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めることとなっており（学校教育法施行令§29、同法施行規則§47・§55）、小中学校は、その設置者である市町村の教育委員会規則において規定されている。	教）義務教育課 教職員課	1206I
	２３８ 学力・学習状況調査の実施	国語･算数･理科･社会の４教科について、小学校５年生から中学　校３年生までを対象とした、学力･学習状況調査を行う。	1	1				○	・　道が独自に、学力･学習状況調査を実施することを制度上規制するものは特になく、財政負担等に係る議論。	教）義務教育課	1207I
	２３９ 小学校の教師の教科担任制	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教　科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1		○			・　**小学校の教員は本免である小学校免許以外に、中学校又は高等学校の教科にかかわる免許状を有する場合は、その免許状に係る教科に相当する教科を（小学校において）教授することができ（教育職員免許法§16-5）、現行制度でも対応は可能。**	教）義務教育課 教育政策課 教職員課	1208I
	２４０ 社会保険労務士による道立高校での講義	高校生に働く上で必要な知識（最低限の国民年金、健康保険、厚生　年金、雇用保険、労災保険、労働基準法の知識）を身につけてもらうた　め、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1		○			・　社会保険労務士を非常勤職員（講師）として採用することは、現行制度で可能。 ・　各高校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき校長が編成・実施することとなっていることから、通年で授業を実施することについては、その必要性を地域、学校及び生徒の実態等に応じ、各学校で判断することとなる。	教）高校教育課 教職員課	1212I

道民提案の実現手法等に関する整理票

大分類：Ａ　地域医療対策
Ｂ　農林水産業の振興
Ｃ　土地利用規制
Ｄ　経済振興対策
Ｅ　雇用対策
Ｆ　環境保全
Ｇ　子育て支援
Ｈ　地域振興対策
Ｉ　教育・学校
Ｊ　福祉
Ｚ　その他

資料４（個票）

目　　次

【特区提案として検討すべきもの】

Ａ　地域医療対策
医療従事者の地域偏在是正・・１
地域病院の経営健全化・・・・１

Ｂ　農林水産業の振興
林業の振興・・・・・・・・・２

Ｃ　土地利用規制
土地利用一般・・・・・・・・２

Ｄ　経済振興対策
観光振興・・・・・・・・・・５

Ｆ　環境保全
環境保全・・・・・・・・・１０

Ｈ　地域振興対策
地方自治の強化・・・・・・１１
地域活性化・・・・・・・・１４

Ｉ　教育・学校
教育・学校・・・・・・・・１４

Ｊ　福祉
福祉・・・・・・・・・・・１６

【特区提案によらなくても対応可能なもの】

Ａ　地域医療対策
医療従事者の地域偏在是正・・１７
その他・・・・・・・・・・・１７

Ｂ　農林水産業の振興
水産業の振興・・・・・・・・１８

Ｄ　経済振興対策
観光振興・・・・・・・・・・１９

Ｈ　地域振興対策
地方自治の強化・・・・・・・１９
地域防災対策・・・・・・・・２１
地域活性化・・・・・・・・・２２

Ｉ　教育・学校
教育・学校・・・・・・・・・２３

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個表番号：１２２６Ａ

提案の概要		・保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている。（施設の指定は、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣）	
	関係法令等（条文まで）	・保健師助産師看護師法 ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則 ・看護師等養成所の運営に関する指導要領 ・保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領	
	関係制度の概要	・看護師等の養成を行うために必要な施設基準、教員数等を明らかにするとともに、申請に基づく実地調査等の後、国が施設を指定	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	保健師助産師看護師法及び関係法令の改正
		財政措置	指定調査等のための経費
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・　施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 ・　指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。 （現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管）	
	考えられるデメリット	・　独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによっては、他県の学生より受験が不利になる可能性がある。	
備考			
担当部課名		保健福祉部医療政策課看護対策グループ（内線：２５－３８９）	

道民提案の実現手法に関する整理票

担当部（機関）名　　保健福祉部

個表番号：１２２５Ａ

提案の概要		・病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・医療法等に基づき、病床の種別により医師の配置数が決まっている	
	関係法令等（条文まで）	・医療法　医療法施行規則 ・社会保険医療協議会法 ・健康保険法医療法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	医療法等関係法規等の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。	
	考えられるデメリット	・医療の質や安全性が低下するとともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなると考えられる	
備考			
担当部課名		保健福祉部医務薬務課医務グループ（内線：25-564）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個表番号：１２１９Ｂ

提案の概要		・国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。 ・　国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。 ・　国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討することとしたところ。
	関係法令等	・国有財産法第５条 各省各庁の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。 ・農林水産省設置法 第３条　農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農林漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理図ることを任務とする。 第４条　農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 ６９　国有林野の管理経営に関すること。 ・国有林野の管理経営に関する法律 第１条　この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸し付け、売り払いに関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 ２　国有林野の取得、維持、保存及び運用並びに処分についての国有財産法（昭和２３年法律第７３号）の特例は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置：国有林の管理事務を知事に移譲 財政措置：必要な財源及び人員の措置 その他の措置：
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 ・森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。
	考えられるデメリット	・管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かない恐れ。
備考		
担当部課名		水産林務部　総務課　林務企画グループ（内線：２８－１７２）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個表番号　１２１６Ｃ　①

提案の概要			土地利用の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		国土利用計画法では、都道府県は五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）と土地利用調整等に関する事項について定めた土地利用基本計画を策定することとされているが、その策定・変更に当たっては国との協議・同意を得なければならない。
	関係法令等（条文まで）		国土利用計画法第９条第１項、第２項、第３項、第１０項、第１４項
	関係制度の概要		土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすものである。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の一括廃止
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		土地利用基本計画の策定・変更に係る事務処理期間の短縮
	考えられるデメリット		国土利用計画法に係る国の関与の廃止が先行し、国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の廃止ができなければ、土地利用基本計画の策定・変更に当たって国土交通大臣が行っている関係行政機関の長との協議を、国土交通大臣に代わって都道府県が調整をしなければならないなど、事務の煩雑化・非効率化が危惧される。
備考			
担当部課名			企画振興部地域振興・計画局計画室土地利用計画グループ （内線：２３－７４２）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個表番号：１２１６Ｃ　②

提案の概要		・土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定又は拡張をしようとする場合は、環境大臣への協議が必要とされているが、道では自然環境等保全地域指定事務要領に基づき、国の出先機関に事前協議を行っている。	
	関係法令等（条文まで）	・　自然環境保全法第４９条第１項：都道府県は、都道府県自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保護地区を含む。）の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、（中略）環境大臣に協議しなければならない。 ・　同条第２項：環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	都道府県から環境大臣への協議の廃止
		財政措置	不要
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・指定事務の効率化が図られる。	
	考えられるデメリット	・特になし	
備考			
担当部課名		環境生活部環境局自然環境課計画推進グループ（内線：24-364）	

道民提案の実現手法に関する整理票

担当部（機関）名　　環境生活部

個表番号：１２１６Ｃ　③

提案の概要		・　土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　国定公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする場合は、関係行政機関の長への協議が必要とされているが、環境省からの技術的助言（環境省自然環境局長通知）に基づき、国の関係地方行政機関に協議を行ったうえ、自然公園法第５５条第２項に基づき関係大臣への協議を行っている。	
	関係法令等（条文まで）	自然公園法第５５条第２項：都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、利用調整地区又は海中公園地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	都道府県から関係行政機関の長（大臣）への協議の廃止。
		財政措置	
		その他の措置	
実現のメリットデメリット等	考えられるメリット	・指定事務処理の迅速化、効率化が図られる。	
	考えられるデメリット	・特になし。	
備考			
担当部課名		環境生活部環境局　自然環境課　計画推進グループ （内線：２４－３６５）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個表番号１２１６Ｃ　④

提案の概要		・土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	農振法の規定により、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定める場合には、農林水産大臣に協議し同意を得なければならない。
	関係法令等（条文まで）	農振法４条、農振法施行令１条、２条
	関係制度の概要	農振法は、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与することを目的としており、保全すべき農業地域について、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進するため、農林水産大臣が「農用地等の確保に関する基本指針」を定め、この指針に基づいて都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を策定するとともに農業振興地域の指定を行い、指定を受けた市町村は「農業振興地域整備計画」を策定することとされている。 知事が定める基本方針については、農林水産大臣との協議を要するとともに、当該基本方針中「農用地等の確保に関する事項」及び「農業振興地域の指定相当地域」については同意を要する協議事項とされている。 また、市町村整備計画についても知事との協議を要するとともに、当該計画中「農用地利用計画」については同意を要する協議事項とされている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	農振法４条の協議廃止
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　市計画法など他の土地利用規制関係法令に基づく国との協議・同意がすべて廃止となった場合には、本道の実情に即した主体的な土地利用が可能となる。 ・　北海道独自のビジョンに基づいて、地域の実情に応じた農業施策、農用地の確保・保全対策が可能となる。
	考えられるデメリット	・　国による農業関係の補助事業には、農振地域や農用地区域をその対象としているものもあり、国の基本指針に基づいて策定される都道府県の基本方針に国が関与する仕組みを前提に予算措置されている。このため、国の関与を廃止した場合、既存の財源確保が可能かどうか懸念される。
備考		
担当部課名		農政部農地調整課農地利用調整グループ（内線：２７－２１８）

道民提案の実現手法に等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個表番号：１２１６Ｃ　⑤

提案の概要		・土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定出来るようにする
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　知事は、森林地域を確定するなど森林に関する計画（地域森林計画）を策定又は変更する場合は、計画を公告縦覧し、その後、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞き、計画を策定する。その計画については、農林水産大臣の協議又は同意を得た後に、地域森林計画の決定がなされる。
	関係法令等（条文まで）	森林法　第６条５項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積、同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項第七号の保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、農林水産大臣の同意を得なければならない。
	関係制度の概要	【森林計画制度】知事が定める地域森林計画は、農林水産大臣が策定する全国森林計画に即して、策定することとなっている
提案を実現するために考えられる手法		法的措置：森林法の改正 財政措置：地域森林計画の作成に要する費用は、都道府県の負担となっている その他の措置：
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・地域森林計画を決定するにあたって、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞いた後、速やかに計画を決定する事ができ、時間及び事務の軽減が図られる。
	考えられるデメリット	・　地域森林計画は、森林地域を確定するという土地利用規制のほかに、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格があり、これを国の計画と切り離すことは、調整に重大な支障を及ぼす危険性がある。
備考		
担当部課名		水産林務部　森林計画課　森林計画グループ（内線：28-533）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個表番号：１２１６Ｃ　⑥

提案の概要		・土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都道府県は、都市計画区域を指定しようとするとき、又は大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画、若しくは国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議し同意を得なければならない。 ・　また、都道府県が都市計画区域の整備・開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、農林水産大臣と協議しなければならない。	
	関係法令等（条文まで）	都市計画法第５条第３項、第18条第３項、第23条第１項後段	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	都市計画法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道における都市計画を、道がより主体的に行うことができるようになる。	
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		建設部都市計画課基本計画グループ（内線：２９－８１２）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　知事政策部

個表番号：１２１３Ｄ

提案の概要		・小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。
	関係法令等（条文まで）	刑法 （賭博） 第185条　賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。 ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。 （常習賭博及び賭博場開張等図利） 第186条　常習として賭博をした者は、３年以下の懲役に処する。 ２　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、３月以上５年以下の懲役に処する。
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保
	考えられるデメリット	・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生
備考		
担当部課名		知事政策部参事（内線： 21-188 ）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　知事政策部

個表番号：１２３５Ｄ

提案の概要		・カジノを設置できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。
	関係法令等（条文まで）	刑法 （賭博） 第185条　賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。 ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。 （常習賭博及び賭博場開張等図利） 第186条　常習として賭博をした者は、３年以下の懲役に処する。 ２　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、３月以上５年以下の懲役に処する。
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保
	考えられるデメリット	・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生
備考		
担当部課名		知事政策部参事（内線： 21-188 ）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　知事政策部

個表番号：３２０３Ｄ

提案の概要		・小樽市に外国人のみ行うことができるカジノを作り、Ｆ１などを開催するなどして、各国の裕福層を誘致する。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（５次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	
	関係法令等（条文まで）	刑法 （賭博） 第185条　賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。 ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。 （常習賭博及び賭博場開張等図利） 第186条　常習として賭博をした者は、３年以下の懲役に処する。 ２　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、３月以上５年以下の懲役に処する。	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保	
	考えられるデメリット	・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生	
備考			
担当部課名		知事政策部参事（内線： 21-188 ）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個表番号：１２３２Ｄ

提案の概要		・酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　牛乳の製造にあたっては、食品衛生法に基づく乳処理業の許可を受けた施設で、製造基準等を遵守した上で処理することが義務づけられており、酪農家の民宿で牛乳を提供する場合も小規模な施設を整備した上で提供している。	
	関係法令等（条文まで）	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（食品衛生法） 牛乳は、乳処理業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して処理（ろ過、殺菌、小分け、密栓）すること等	
	関係制度の概要	・　牛乳を含む乳等は、食品としての利用度の高さやその特性を踏まえ、国が一般食品と別に省令を定め成分規格や製造基準等を規定することにより､飲食による健康被害の発生防止を図っている。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	・　酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・食品衛生上のメリットはない。	
	考えられるデメリット	・　簡易殺菌した牛乳の提供について、現行の法令基準と同等の安全性確保のしくみが確立されなければ、不十分な衛生管理による食中毒の発生や、それに伴う風評被害が懸念される。	
備考			
担当部課名		保健福祉部食品衛生課食品安全グループ（内線：２５－５１７）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　経済部

個表番号：１２０５Ｄ

提案の概要		・北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われている。	
	関係法令等（条文まで）		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。	
	考えられるデメリット	・システム整備などに経費がかかる。	
備考			
担当部課名		経済部商工局商工金融課金融支援グループ（内線：26-363）	

道民提案の実現手法に関する整理票

担当部（機関）名　　企画振興部

個表番号：１２１０Ｄ

提案の概要		・　トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接積めるようにし、コスト削減による競争力のコンテナに国際基準を取り入れる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　道路法により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅・重量・高さ・長さ・最高限度が決められており（§47①、具体的な　数値については、車両制限令§3)、貨物が特殊でやむを得ない場合に道路管理者が許可したときのみ通行可能（§47-2①)。 ・　コンテナは、国際大型コンテナと国内コンテナに大別され、それぞれＩＳＯ規格ならびにＪＩＳ規格。海上コンテナは、世界中の港での効率的な荷役を実現するためにＩＳＯ規格を満たすコンテナをいい、日本で独自の規格のＪＲコンテナと区別される。 ・　なお、海上コンテナのサイズについては、ＩＳＯ規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的規制はない。 ・　ＩＳＯ規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ(12m)、高さ等について道路法上に制約（具体的な数値は車両制限令§7）があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。したがって、ＩＳＯ規格で最大の45フィートコンテナ（長さ13.7m）は道路法§47②で通行できない。
	関係法令等（条文まで）	・　車両制限令§3
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	・　車両制限令§3の改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　海外からの積荷の45フィートコンテナを、手続きなしでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。
	考えられるデメリット	・　道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。
備考		
担当部課名		企画振興部地域主権局参事 （内線：　23-319 ）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　企 画 振 興 部

個表番号：１２０４Ｄ

提 案 の 概 要			・千歳空港をハブ化し離発着の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化に取り組んでいるところ。 ・新千歳空港：第二種Ａ空港（国設置及び管理）
	関係法令等（条文まで）		空港整備法第４条、第５条　空港整備法施行令第１条 特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）〈社会資本整備事業特別会計〉
	関係制度の概　　要		
提　案　を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメ リ ッ ト		・空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。
	考えられるデメリット		・空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、着陸料等の収入だけでは収支が不足する可能性がある。 ・道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。
備　　考			
担 当 部 課 名			企画振興部新幹線･交通企画局参事国内航空グループ 国際航空グループ （内線：23-811）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　企 画 振 興 部

個表番号：１２０９Ｄ

提 案 の 概 要			・路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・一般的に言われる「路線バス」とは、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」のことを指しており、一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針により、乗車人員は11人以上と定められているが、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合（地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等）には11人未満の乗車定員とすることができる。
	関係法令等（条文まで）		・道路運送法第三条第一項イ、第四条第一項及び第五条第一項第三号、道路運送法施行規則第三条の三、一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針第１条(3)②(ﾊ)、(4)①及び(5)①
	関係制度の概 要		上記、事実関係のとおり
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」における乗車定員規定の改正
		財政措置	特になし
		その他の措置	特になし
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		特になし
	考えられるデメリット		・一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針における乗車人員の規定は、車両に乗りきれない乗客（乗り残し）を発生させないためのものであり、乗り残しの問題が発生しないと認められる場合については、現行制度においても、乗車人員の緩和が可能である。 ・一方、バス事業者が自由に車種を選定した場合、輸送需要に見合わない車種の導入等により、急な乗車需要の増加に対応できない場合など、乗り残しを発生させるおそれがある。
備 考			
担 当 部 課 名			企画振興部新幹線･交通企画局交通企画課地域交通グループ （内線：23-768）

道民提案の実現手法に関する整理票

担当部（機関）名　　企画振興部

個表番号：３２０２Ｄ

提案の概要		・　道州制完全実施時に､円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　日本においては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行するの日本銀行券と定められているところ。 ・　また、他国の通貨で円との換金性を保証された通貨はないものと理解している。
	関係法令等（条文まで）	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 （通貨の額面価格の単位等） 第二条　通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。 ３　第一項に規定する通貨とは、貨幣及び日本銀行法 （平成九年法律第八十九号）第四十六条第一項 の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。 （貨幣の製造及び発行） 第四条　貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。 ２　財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）に行わせる。 ３　貨幣の発行は、財務大臣の定めるところにより、日本銀行に製造済の貨幣を交付することにより行う。 ４　財務大臣が造幣局に対し支払う貨幣の製造代金は、貨幣の製造原価等を勘案して算定する。
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	・　変動国内地域通貨制の導入により、為替リスクが生じ、道内経済に悪影響を及ぼす可能性がある。 ・　為替リスク、偽造リスクの管理体制について、新たな組織を設ける必要がある。
備考		
担当部課名		企画振興部地域主権局参事 （内線： 23-319 ）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個表番号：１２３４Ｆ　①

提案の概要		・　バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、提案のようなものは対象となっていない。	
	関係法令等（条文まで）	地方税法第６条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	・新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット	・地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率２５％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	
備考			
担当部課名		総務部財政局税務課税制企画グループ（内線：２２－４６８）	

道民アイデアの実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　環境生活部

個表番号：１２３４Ｆ　②

提案の概要			・バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望しており、平成２０年度から一定の措置がされる予定である。 ・また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。
	関係法令等（条文まで）		租税特別措置法、地方税法
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令に係る減免措置等の創設
		財政措置	国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）
		その他の措置	制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・バイオ燃料使用促進 ・地球温暖化防止 ・製造拠点整備等による関連産業振興 ・新たな産業創出
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名			環境生活部 環境政策課 地球環境グループ （内線：24-232）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　経　済　部

個表番号：１２３４Ｆ　③

提案の概要		・バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・原料の安定供給やバイオエタノール製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 ・平成２０年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（３年間２分の１軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（３０%）又は税額控除制度（７%）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。
	関係法令等（条文まで）	①固定資産税関係 ②法人税関係
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	関係法令に係る減免の創設
	財政措置	上記に伴う交付税補填
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・バイオ燃料の利用促進 ・石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる。
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		経済部資源エネルギー課エネルギーグループ（内線：26-173）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　企画振興部

個表番号：１２３３Ｈ

提案の概要		・政令市､中核市の要件を緩和し多くの市が移行できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	○　現行制度 ・　指定都市：人口50万以上の市を政令で指定 （人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。） ・　中核市人口30万人以上の市を政令で指定 ○　道内の状況 ・　現在の人口では、指定要件を大きく緩和しなければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 ・　緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。
	関係法令等（条文まで）	・　地方自治法第252条の19～第252条の26の2 ・　地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 ・　地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令 ・　指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 ・　地方自治法施行令第174条の26～第174条の49の19
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方自治法の改正等
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	○　事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 ・市民サービスの向上 ・地域特性を生かした施策の展開 ・市全体の活性化
	考えられるデメリット	・　対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・　財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。
備考		・　現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。
担当部課名		企画振興部市町村課行政グループ（内線：23-515）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　建設部

個表番号：３２０４Ｈ

提案の概要		・町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・指定市以外の市による管理の特例はされていない。	
	関係法令等（条文まで）	・道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）第１７条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路法の改正が必要。
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・町道と一体となった管理をする事ができるものと思われる。	
	考えられるデメリット	・道路の管理費用を町が負担する事となるため、それ相当の体制及び予算が必要になるものと思われる。	
備考		・現在、奈井江町・浦臼町において、町による道道の維持・除雪を試行的に実施しているところである。	
担当部課名		建設部　土木局道路課　事業管理グループ（内線：29-261）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個表番号：１２１７Ｈ

提案の概要			国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		（直轄事業負担金の現状） ○　道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担している。 ○　北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 （道等の取り組み状況） ○　国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。 ○　特に、維持管理費は本来管理主体が負担すべきものであり、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは不合理であることから、速やかな廃止について要請している ○　また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。
	関係法令等（条文まで）		道路法第５０条第２項、河川法第６０条、都市公園法第１２条の３、土地改良法第９０条
	関係制度の概要		国が実施する場合の維持管理費用の一部を都道府県が負担する旨が規定されている。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	各関係法令における、維持管理費用に対する地方公共団体の負担に関する規定を削除する。
		財政措置	維持管理水準を低下させないためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要
		その他の措置	制度改正に向け、引き続き、知事会等と連携し、国に働きかける。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・地方財政負担の軽減
	考えられるデメリット		・地方負担金の減少相当分の維持管理水準の低下が懸念される
備考			提案者が関係法令としている地方財政法は関係はないものと判断
部課名			企画振興部地域振興・計画局計画室社会資本グループ （内線：２３－７３２）

道民アイデアに対する考え方

担当部（機関）名　建設部

個表番号：１２２０Ｈ

提案の概要		・１級及び２級河川の維持管理を一元化できるようにする	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・１級河川の指定区間外区間は国が、１級河川の指定区間及び２級河川は北海道が管理を行っている。	
	関係法令等（条文まで）	・河川法９条　一級河川の管理 一級河川の管理は、国土交通大臣が行う。 国土交通大臣が指定する区間（指定区間）は、都道府県知事が管理することができる。 ・河川法１０条　二級河川の管理 二級河川の管理は、都道府県知事が行う。	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	河川法の改正
		財政措置	交付税措置
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。	
	考えられるデメリット	・必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。 ・河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。	
備考			
担当部課名		建設部土木局河川課整備維持グループ（内線：２９－３２８）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　建設部

個表番号：１２２１Ｈ

提案の概要		・国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理をおこなっている。	
	関係法令等（条文まで）	・道路法１３条	
	関係制度の概要	・道路法13条～国道の指定区間内の維持、修繕、災害復旧、その他の管理は国土交通大臣　道路法13条2項～政令により指定区間内の国道の維持、修繕、災害復旧以外の管理を、都道府県が行うこととすることができる。	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	道路法改正
		財政措置	交付税措置
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・一元管理することにより､一層の地域防災への向上が期待される。 ・一体的に実施することによる維持管理作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。	
	考えられるデメリット	・財源について、国道のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い)、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。 ・サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理をしても、作業の効率化が図れない場合もある。	
備考			
担当部課名		建設部道路課整備維持グループ（内線：２９－２７３）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　企 画 振 興 部

個表番号：１２０３Ｈ

提 案 の 概 要			・一年車検の一部撤廃を提案する。 ・対象は、排気量、積載量、走行距離などにより考えていく必要があるが、車のクオリティが向上していることや、営業車だから走行距離が多いという固定概念を捨て、まずは最大積載量２トン未満くらいから考えていただきたい。 ・ディーゼルの排ガス規制で装置が追加されるから値上げ等、何するにもディーラーが儲かる体制に疑問を感じる。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・「自動車検査登録制度」とは、自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 ・自家用貨物自動車：初回は２年後、以降１年毎 ・営業用自動車(緑ナンバー車)：１年毎
	関係法令等（条文まで）		・道路運送車両法第61条(自動車検査証の有効期限)
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・車検費用、手続きの軽減
	考えられるデメリット		・車両の安全性･信頼性に対する懸念
備 考			
担 当 部 課 名			企画振興部新幹線･交通企画局交通企画課総合交通グループ （内線：23-762）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　教育庁

個表番号：１２２２Ｉ

提案の概要		・　教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	【現状】 ・日本の教育制度は、国が学習指導要領などにより教育課程の最低の基準を設定し、都道府県や市町村が、この基準を満たした上で弾力的な運用を行いながら、地域や児童生徒の実情等に応じた特色ある教育を実践している。 ・研究開発学校は、国が将来の学習指導要領の改訂に資するよう指定を行っているものである。 ・学習指導要領については、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の基準を超えた教育活動を行うことは学校の設置者の判断により十分可能なものとなっている。 ・研究開発学校の指定状況は、全国57件うち道内１件である(平成19年度)。 ・構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、平成20年度を目途に全国展開予定である。 【課題･問題点】 ・研究開発学校の指定権限を知事に移譲することは、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することと同様の意味を持つものであり、日本の教育制度の根幹に関わる問題である。 ・また、教育課程の基準を道単独で変更するとなった場合は、道外の小中学校･高等学校との転編入学や大学との接続等に大きな影響を及ぼすこととなる。
	関係法令等（条文まで）	○学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)　H20.4施行 第三十三条　小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。 第四十八条　中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。 第五十二条　高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。 第六十八条　中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二の規定に従い、文部科学大臣が定める。 ○学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号） 【小学校】 第二十四条　小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。)、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。 ②(略) 第二十四条の二　小学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第二十五条　小学校の教育課程については、この節に定めるほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。
第二十六条の二　　小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条の規定によらないことができる。
【中学校】(準用規定)
第五十五条　　第十七条、第十八条、第二十二条の二から第二十二条の六まで、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十四条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十六条から第四十九条までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは「第五十三条、第五十四条（併設型中学校にあつては第六十五条の十四において準用する第六十五条の四、連携型中学校にあつては第五十四条の四）又は第五十四条の二」と読み替えるものとする。
【高等学校】
第五十七条　高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間によって編成するものとする。
第五十七条の二　高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。
第五十七条の三　　高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。
【中等教育学校】(準用規定)
第六十五条の五　　中等教育学校の前期課程の教育課程については、第二十四条第二項、第二十六条の二、第二十六条の三及び第五十三条の規定並びに第五十四条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第二十六条の二及び第二十六条の三中「第二十四条第一項、第二十四条の二又は第二十五条」とあるのは、「第六十五条の四又は第六十五条の五第一項において準用する第五十三条若しくは第五十四条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替えるものとする。
②　　中等教育学校の後期課程の教育課程については、第五十七条、第五十七条の三及び第五十七条の四の規定並びに第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十七条の三中「前二条」とあり、及び第五十七条の四中「第五十七条又は第五十七条の二」とあるのは、「第六十五条の五第二項において準用する第五十七条又は第五十七条の二の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

〇教育研究開発実施要項(平成13年1月6日文部科学大臣裁定)
1　趣旨
　文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、

		特定の学校を学校教育法施行規則第26条の2(同規則55条及び第65条の5第1項で準用する場合を含む。)、第57条の3(同規則第65条の5第2項で準用する場合を含む。)及び第73条の13に基づく研究開発を実施する学校(以下「研究開発学校」という。)に指定する。
	関係制度の概要	・小中学校、高校等の教育課程は、文部科学省令及び学習指導要領に基づき編成・実施している。 ・例外的な措置として、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる次の制度がある。 【研究開発学校制度】 ○制度の概要 文部科学省は教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、昭和51年度から、この制度を設けている。 研究開発学校として指定された学校は、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が認められ、文部科学省から必要な予算措置を受け、新しい教育課程・指導方法を開発するための実践研究を行い、その成果を文部科学省に報告する。 文部科学省は、研究開発の成果を教育課程の基準改定に関する教育課程　審議会の審議等の中で、具体的な実証的資料として活用し、必要な制度改　正を行っている。 ○研究開発の成果が制度化された例 ・小学校低学年の「生活科」の設置、高等学校の教科「情報」・「福祉」の新設 ・中学校の選択履修幅の拡大、「総合的な学習の時間」の導入 ・単位制高等学校や中等教育学校の制度化 ○研究開発学校の指定 研究開発学校の実施を希望する学校の管理機関(市町村教委、学校法人等)は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して、文部科学省に申請書を提出する。 文部科学省は、申請書に記載された研究開発学校実施計画を審査し、適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。(指定期間は原則として３年間) ○研究開発学校の研究テーマ 幼児教育、小・中連携、中・高連携、英語教育、科学技術・理科教育、環境教育、情報教育、その他新教科等、既存の教科等の充実、不登校・生徒指導、職業教育・キャリア教育、特別支援教育、学年を越えた習熟度別指導、地域との連携・企業との連携等 【構造改革特別区域研究開発学校設置事業】(Ｈ20年度を目途に全国展開予定) 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画認定申請により研究開発学校として内閣総理大臣の認定を受けることにより、地方公共団体が、憲法、教育基本法の理念や学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学校種間の教育課程の円滑な連携や新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を可能とするもの。 なお、研究費等の予算措置はない。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	・学校教育法施行規則に基づく研究開発学校の指定について、道内の学校は、道知事の指定も可能とする。
	財政措置	
	その他の措置	
実		

現した場合のメリット等	考えられるメリット	・国による全国一律の判断ではなく、北海道の地域特性等に応じて、道独自の判断により指定することが可能となる。
	考えられるデメリット	・研究開発学校指定の権限移譲により、教育課程の基準を道独自で変更することとなった場合、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等において、支障の生じることが懸念される。 ・学習指導要領において定められている教育内容（必履修教科・科目）は、すべての子どもに確実に定着させる必要があるが、研究開発によって、その内容が変更されることなどにより、教育水準の維持・向上が保てなくなることが懸念される。
備考		
担当部課名		教育庁教育政策課計画グループ(内線:35-421) 高校教育課普通教育指導グループ(内線:35-721) 義務教育課義務教育指導グループ(内線:35-774) 特別支援教育課指導グループ(内線:35-783) 学校安全・健康課健康教育グループ(内線:35-662) 新しい高校づくり推進室参事高校配置グループ(内線:35-812)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個表番号：１２２７Ｊ

提案の概要		・　介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、厚生労働省令により定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	
	関係法令等（条文まで）	・介護保険法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	指定要件を都道府県知事が定められるよう法改正が必要
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　医療従事者などの人材の確保が困難な地域に配慮した指定基準が設定できる。	
	考えられるデメリット	・　指定基準の緩和（独自報酬の設定）により、全国共通の介護報酬請求システムが活用不可となるため、道独自で新たな請求システムの開発が必要となり、これら費用を負担することとなる市町村・事業者などの理解が必要となる。 ・　施設系サービスなどについては、職員配置の緩和による医療精度や処遇上の低下等を招かないための対応が必要となる。 ・　介護サービス及び障害者福祉サービスは、国が定める基準告示によってサービス提供に要する費用の額が設定されており、利用に際し、その１割を利用者が負担することとなっている。従って、国の指定基準に定める職員配置を行っている施設と緩和された職員配置となっている施設であっても同一の利用者負担となることから、利用者から見た場合の不公平感を解消する必要がある。	
備考			
担当部課名		保健福祉部福祉局介護保険課保険推進グループ（内線：25-913）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個表番号：１２２３Ａ

提案の概要		・医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・これまで、国においても看護師の養成数に上限を設けるなどの需給調整は行っていない。	
	関係法令等（条文まで）		
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		
	考えられるデメリット		
備考			
担当部課名		保健福祉部医療政策課看護対策グループ（内線：２５－３８９）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　保健福祉部

個表番号：１２２４Ａ

提案の概要		・医療対策協議会の議長に知事の就任を義務づけ、知事に指示権限を与えるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・平成18年6月の医療法改正（19.4.1施行）により、都道府県は、医療関係者等との協議の場として「地域医療対策協議会」を設置し、これらの者の協力を得て、医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する必要な施策を定めることが義務づけられた。 ・地域医療対策協議会で定められた施策については、公的医療機関は施策の実施に協力しなければならず、また、医師など医療従事者は施策の実施に協力するよう努めなければならないものとされたところ。 ・道においては、平成16年に医育大学、医師会、市町村など関係機関・団体により構成される「北海道医療対策協議会」を設置しており、医療法改正による協議会設置の義務化と権限強化に伴い、平成19年5月に知事が会長に就任し、法に基づき、自治体病院協議会や国立病院機構などを構成メンバーに加え、北海道の医療に携わるほとんどの関係機関・団体の参加を得たところであり、地域医療の確保に向けた施策の協議と推進に努めている。
	関係法令等（条文まで）	（医療法第３０条の１２） 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。 1. 特定機能病院 2. 地域医療支援病院 3. 第31条に規定する公的医療機関 4. 医師法第16条の２第１項に規定する厚生労働大臣の指定する病院 5. 診療に関する学識経験者の団体 6. 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関 7. 当該都道府県知事の認定を受けた第42条の２第１項に規定する社会医療法人 8. その他厚生労働省令で定める者 （医療法第３０条の１３） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第１項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。 （医療法第３１条） 公的医療機関は、第30条の12第１項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。
	関係制度の概要	北海道医療対策協議会（16.5.24設置） ・本道における地域医療の充実・確保に向け、医師派遣を巡る諸課題への対応策について、医育大学、行政機関及び関係機関が協力して検討・協議を行い、具体的な取組を推進することを目的として、「北海道医療対策協議会」を設置。 ・19 年 5 月 24 日、協議会に会長を置き、知事が就任。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実		

現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備　　考		
担 当 部 課 名		保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室（内線２５－３９６）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　水産林務部

個表番号：１２１４Ｂ

提案の概要		・密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　漁業調整規則の罰則規定は、条例で独自の罰則を定めるとしても、漁業法、水産資源保護法の枠内である。 ・　密漁に対する罰則の強化については、これまで道、道議会、団体等が国に対して漁業法等の改正を要請してきたところであり、これを受け、国では通常国会（第166回常会）において漁業法及び水産資源保護法の改正案が可決・公布（H19.6.6）され、現行法令の改正により、密漁の罰則の強化が図られる。	
	関係法令等	・漁業法 ・水産資源保護法	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　道独自の罰則規定を定めることによって、より効果的な密漁防止が図られる。（罰則の強化による密漁の減少）	
	考えられるデメリット	・　都道府県相互の入会による広域的な資源への影響や複数の都道府県間の漁業紛争を招く恐れがあり、国が常に広域的な観点から調整を行うことが困難となる。	
備考			
担当部課名		水産林務部　漁業管理課　指導取締グループ(内線：２８－４１９)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　企 画 振 興 部

個表番号：１２２８Ｄ

<table>
<tr><td colspan="2">提 案 の 概 要</td><td colspan="2">・空港･港湾でのＣＩＱ業務を知事ができるようにする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事実関係等整理</td><td>事実関係
(現状など)</td><td colspan="2">・道内地方空港における国際チャーター便のＣＩＱ業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に出向(出張)き対応している。
・また、港湾についても同様の対応となっている。
・ＣＩＱ業務の移管などについては、法令(出入国管理及び難民認定法等)の改正が必要である。
・なお、入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として札幌入国管理局に職員を派遣している。</td></tr>
<tr><td>関係法令等
(条文まで)</td><td colspan="2">出入国管理及び難民認定法第７条、関税法第７条など、検疫法第11条など</td></tr>
<tr><td>関係制度の概　　要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">提　案　を実現するために考えられる手法</td><td>法的措置</td><td>関係法令の改正</td></tr>
<tr><td>財政措置</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の措置</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">実現した場合のメリット等</td><td>考えられるメリット</td><td colspan="2">・移管することで､知事の裁量で人員の増減が可能となることから、人員増によるサービス向上が実現可能</td></tr>
<tr><td>考えられるデメリット</td><td colspan="2">・ＣＩＱ業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合、国と地方の役割分担が不明確となる</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">担 当 部 課 名</td><td colspan="2">企画振興部新幹線･交通企画局交通企画課総合交通グループ
企画振興部新幹線･交通企画局参事国際航空グループ
(内線：23-762)</td></tr>
</table>

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　総務部

個表番号：１２０２Ｈ

提案の概要		・　計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	①道財政立て直しプラン(平成16年8月策定) ・「道財政の中長期収支見通し」を公表 ・立て直し対策後の収支見通し作成(～平成26年度) ②財政立て直しプラン見直し方針（平成17年9月策定） ・一般財源の減、義務費の増など、プラン策定時に想定し得ない事由により見直しが必要となり、具体策を別途取りまとめる旨、公表 ③新たな行財政改革の取組み(平成18年2月策定) ・行政改革と連携し、持続可能な行財政構造の確立を目指す ・財政構造改革に向けた取り組みにおいて、「道財政の中長期収支見通し」を公表(～平成26年度) ④新たな行財政改革の取組みの見直しの方向性(平成19年11月決定) ・様々な変動要因による収支不足額の拡大により見直しが必要なことから、新たな対策(人件費、公共事業費等)を行うことを公表。 ・対策後の「道財政の中長期収支見通し」を公表(～平成26年度)
	関係法令等（条文まで）	
	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法		法的措置：不明 財政措置：不明 その他の措置：不明
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	計量経済学を活用した地方自治体の財政政策の指針作成が可能か否か、現時点においては不明
	考えられるデメリット	計量経済学を活用した地方自治体の財政政策の指針作成が可能か否か、現時点においては不明
備考		
担当部課名		総務部　財政課　予算グループ（内線：２２－２０８）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　教育庁

個表番号：１２１５Ｈ

提 案 の 概 要		・　教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。
事実関係等整理	事 実 関 係 (現状など)	・ 現在、教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地における教育を振興するための諸施策を講じ、教育水準の向上を図ることを目的に、へき地教育振興法が定められており、具体の施策として、教職員に対するへき地手当の支給（国庫負担金措置）の他、へき地児童生徒に対する援助や公立学校施設の整備など市町村等が行うへき地事業に対する国の補助等が実施されている。 ・ へき地手当及びへき地補助事業に係るへき地学校等の指定は、へき地教育振興法により、各都道府県が文部科学省令で定める全国的に統一した基準に従い、条例で指定することとされており、現行の指定基準は、平成元年に一部改正されて以来18年余りが経過している。 ・ 道教委としては、この間、交通事情など地域の実情にも変化が生じてきていることから、これまで国に対し、早期の見直しを要望してきている。 【具体の要望内容】 自然的、経済的及び文化的諸条件を十分考慮し、都市とへき地の間の相対的な格差 を反映した基準への改正 ①生活環境の変化に適合した算定要素や配点の見直し ②離島における厳しい地理的条件の十分な反映 ③都市近郊にあるへき地学校の地域環境や職員の居住状況の反映 ④級地変更となった市町村に対する施設整備や児童生徒援助などの国庫補助に係る　激変緩和の措置 ・ 文部科学省においては、昨年３月29日に中央教育審議会から「今後の教員給与の在り方」に関し答申があり、へき地を取り巻く環境の変化を踏まえた指定基準の見直しや通勤手当とへき地手当の併給の是非についてその検討の必要性が提言されたこと等を踏まえて、現在、本年４月の改正に向けて、指定基準等の見直しの検討が行われている。
	関係法令等 (条文まで)	○ へき地教育振興法（昭和29年6月1日法律第143号） （目的） 第一条　この法律は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教　育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興　するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における　教育の水準の向上を図ることを目的とする。 （市町村の任務） 第三条　市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に　応じ、左に掲げる事務を行う。 一　へき地学校の教材、教具等の整備、へき地学校に勤務する教員の研修その他へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講ずること。 二　へき地学校に勤務する教員及び教員のための住宅の建築、あつ旋その他その福利厚生のため必要な措置を講ずること。 三　体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をへき地学校に設けること。 四　へき地学校における教員及び職員並びに児童及び生徒の健康管理の適正な実施を図るため必要な措置を講ずること。 五　へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

		（へき地手当等） 第五条の二　都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法第28条　の4第1項 、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公　共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用され　た教員及び職員（次条第1項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、へき地手当を支給しなければならない。 （国の補助） 第六条　　国はへき地学校の設置者が行う第三条各号又は第四条第一項第四号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、へき地学校の教材、教具等の整備に係る部分及び他の法律に基づき国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。 ○ へき地教育振興法施行規則（昭和34年7月31日文部省令第21号） （へき地学校等の指定） 第三条　　小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された基準点数と付加点数との合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。 一　四十五点から七十九点までの学校　一級 二　八十点から百十九点までの学校　二級 三　百二十点から百五十九点までの学校　三級 四　百六十点から百九十九点までの学校　四級 五　二百点以上の学校　五級 （基準点数の算定）　第四条及び第五条 （付加点数）　第六条
	関係制度の概要	・文部科学省令で定める全国的に統一した基準に従い、条例で級地区分を定める。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	へき地教育振興法第5条の2において、文部科学省令で定めるとしている基準を道が定めることを可能とする。
	財政措置	
	その他の措置	
実現メリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	・　道独自の基準を設定する場合は、国からの財源移譲が不可欠であるが、 教員の給与負担については、三位一体改革により、国と地方の役割分担に関して整理がなされたことから、財源移譲に関する再整理が必要となる。 ・　へき地教育の振興は、教育の機会均等の趣旨に基づき、全国的なバランスを保ちながら、国が全国一律の基準を定めているものであり、こうした中で道独自の基準を定め、へき地級地を変更した場合、へき地等学校に在学する児童生徒への財政援助など、国における他の財政支援制度にも影響を与え、ひいては全国的な教育水準との均衡を失することが懸念されるとともに、市町村や保護者負担の増大につながるおそれがある。 ・　国の基準の見直しにより、級地が下がることとなる地域から級地維持の要望などが想定され、道の独自基準の設定に関する地域間の調整や道独自の財政負担が必要となることなどが懸念される。
備考		
担当部課名		教育庁給与課　給与制度グループ（内線：35-317）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　　企画振興部

個表番号：１２１８Ｈ

提案の概要		地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	○　地方行政連絡会議は、地方公共団体と国の地方行政機関が地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行うことを任務として全国９ブロックに設置されている。 ○　都道府県知事は、議長として会議を主宰し、連絡会議を代表する。また、会議の構成員は、協議の結果を尊重して、担任する事務処理に努めることとされている。 ○　さらに、連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共的団体の長に対し意見を申し出ることができるとされ、平成16年３月には、外国船船舶座礁事故等の未然防止に関し、外務大臣に対して意見の申し出を行ったところ。
	関係法令等（条文まで）	地方行政連絡会議法第１条、第３条、第４条、第５条、第７条 国家行政組織法第５条、第10条
	関係制度の概要	北海道地方行政連絡会議の構成員（16機関） 北海道知事、札幌市長、北海道管区行政評価局長、北海道警察本部長、北海道財務局長、北海道森林管理局長、北海道経済産業局長、北海道運輸局長、北海道開発局長、函館税関長、北海道厚生局長、第一管区海上保安本部長、北海道総合通信局長、北海道労働局長、北海道市長会長、北海道町村会長
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	地方行政連絡会議法、国家行政組織法、各省設置法など法・制度の全面的な改正
	財政措置	
	その他の措置	
実現のメリット・デメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	国の地方出先機関の長に対する、知事の指示権限と各省の長である大臣等の指揮監督権が競合し、混乱が生じる。
備考		
担当部課名		企画振興部地域振興・計画局計画室計画調整グループ （内線：２３－７２１）

道民提案の実現手法に関する整理票

担当部（機関）名　　企画振興部

個表番号：１２１１Ｈ

提案の概要			・　放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。 　また、現在２０W以下とされている電波出力を１００W以下とすることを可能とする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　国においては、国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用するため、電波法に基づき、電波の強さを定めている。
	関係法令等（条文まで）		放送用周波数使用計画（昭和６３年郵政省告示第６６１号）
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	放送用周波数使用計画の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		・　災害時において、避難住民情報などを広範囲に提供できる可能性が広がる。
	考えられるデメリット		・　コミュニティＦＭは放送エリアが狭いことから、通常のＦＭ局よりも手続き等が優遇されており、エリアの拡大は、このような優遇的取り扱いを消滅させる可能性がある。
備考			
担当部課名			企画振興部地域主権局参事道州制グループ（内線： 23-319 ）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　企画振興部

個表番号：１２０１Ｈ　①

提案の概要			・　農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）		・　移住に関連した農業振興地域の解除については、同様の相談を市町村から１件受けた経緯がある。 ・　農業振興地域の区域の解除は、厳しい制限があるものの可能であるが、これまで移住に関連した解除の事例は把握していない。
	関係法令等（条文まで）		農業振興地域の整備に関する法律第５条及び第７条
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	農業振興地域の区域の変更又は解除は可能。
実現した場合のメリット等	考えられるメリット		※農業振興地域の解除ついては、農政部の所管。
	考えられるデメリット		※農業振興地域の解除については、農政部の所管。
備考			
担当部課名			企画振興部地域づくり支援室移住交流グループ（内線：23-475）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　農政部

個表番号：１２０１Ｈ　②

提案の概要		・　農地を農業従事者以外が取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を除外し他用途に使えるようにする。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　農振法は、今後とも農業の振興を図る地域を知事が農業振興地域に指定するとともに、当該農振地域の存する市町村が農用地等として利用すべき地域を農用地区域として定めることとされており、一般に農用地区域からの除外については法令の定めるところによることから、耕作放棄の事実をもって除外することは困難である。 ・　また、農地法は、農地が生産性の高い農業経営により効率的に利用されるように、農業以外での農地の権利移動を原則として排除するものであるが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした農地の他用途利用が認められる。 ・　農業者以外の者が、農用地区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であり、市町村が、農振法の規定に基づいて「地域の農業の振興に関する計画」を定めるか、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を定めることにより可能となる。
	関係法令等（条文まで）	農振法６条、８条、１０条、１３条、農振法施行令７条、農振法施行規則４条の４、農地法３条、５条、農地法施行令１条の１０、農地法施行規則５条の６、５条の７、優田法３条
	関係制度の概要	・　農振法施行規則４条の４の２７「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（２７号計画）」：市町村が、地域の農業の振興を図る観点から定めた計画において、種類、位置及び規模などから公益性が特に高いと認められる施設の用に供する土地とされる場合、農用地区域に含まれない土地として除外することができる。 ・　優田法３条「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」：市町村における優良田園住宅の建設に関する基本的な考え方を明らかにしたものであり、①優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向、②優良田園住宅の建設が適当と認められるおおよその土地の区域などを定めることとされている。優良田園住宅を建設しようとする者からの申請について、所要の協議・調整が整った場合には、農用地区域からの除外及び農地転用の許可が可能となる。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	農用地区域からの除外要件及び転用規制の緩和
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・　農用地区域内からの除外要件や農地転用規制を緩和することにより、耕作放棄地（農地）の他用途への利用が容易になる。
	考えられるデメリット	・　市町村が農用地の土地利用に関する長期的なビジョンのない中で除外要件などを緩和した場合、優良農地の虫食い的な利用や農地の分散が懸念される。
備考		
担当部課名		農政部農地調整課農地利用調整グループ（内線：２７－２１８）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　警 察 本 部

個表番号：３２０１Ｈ

提 案 の 概 要		・　新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	
事実関係等整理	事実関係（現状など）	・　最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 ・　交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能である。 ・　なお、自動車専用道路については、高速道路以外の法定速度60㎞毎時を超える速度を指定している区間もある。	
	関係法令等（条文まで）	道路交通法第４条、２２条第１項 道路交通法施行令第１１条、１２条及び２７条	
	関係制度の概要		
提案を実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	・移動時間が短縮される。	
	考えられるデメリット	・交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障を来す。	
備考			
担 当 部 課 名		警察本部交通部交通企画課（内線：５０２２）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　教育庁

個表番号：１２０６Ｉ

提案の概要		・　夏休み･冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い､児童生徒の学習の場を設け､子どもたちの学力の底上げを図る。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	【現状】 ・夏季や冬季の長期休業は、児童生徒が学校を離れて、家庭を中心とした生活を送る中で、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会であり、また、自然体験活動やボランティア活動などの様々な体験を通して、豊かな人間性を培うなどの意義があり、その日数は市町村の教育委員会規則により定められている。 ・道内の学校においては、長期休業の意義を踏まえつつ、児童生徒の実態等に応じて、学校の教育活動全体で子ども一人一人に応じた学びの機会の充実を図るという観点から、基礎学力の向上や補充・発展的学習等のための学習の機会の提供を行っている事例もある。 ・休業中の学校施設の開放については、児童生徒が主体的に活動することができるよう、学校図書館などの開放に努めている。 ・長期休業期間中であっても､教職員の勤務時間や週休日は同じである。 【課題･法令上の扱い】 ・現行制度の中において実施は可能であるが、長期休業期間が地域社会における子どもたちの体験活動や家庭教育の充実に果たしている役割などを考慮するとともに、児童生徒への過度の負担を与えないなどの配慮を行い、地域や学校の実情に応じて実施する必要がある。
	関係法令等（条文まで）	○学校教育法施行令(昭和28年政令第340号) 第二十九条　公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める。 ○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第四十七条　公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。 一　国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日 二　日曜日及び土曜日 三　学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

		第五十五条　第十七条、第十八条、第二十二条の二から第二十二条の六まで、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十四条第二項、第二十六条から第二十八条まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十六条から第四十九条までの規定は、中学校に、これを準用する。（以下略） 〇市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年条例第81号） 第2条　職員の勤務時間、休日及び休暇については、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を準用する。 〇北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年条例第21号） 第3条　学校職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間とする。 第4条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ）とする。（以下略） 2　教育委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。（以下略）
	関係制度の概要	長期休業日の設定については、公立学校の場合、学校教育法施行令第29条並びに学校教育法施行規則第47条及び第55条に基づき、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めることとなっており、小中学校は、その設置者である市町村の教育委員会規則において規定されている。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		教育庁義務教育課　義務教育指導グループ（内線：35-771） 教職員課　人事法規グループ　（内線：35-211）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名　教育庁

個表番号：１２０７Ｉ

提案の概要		・　国語･算数･理科･社会の４教科について､小学校５年生から中学校３年生までを対象とした、学力･学習状況調査を行う。
事実関係等整理	事実関係（現状など）	【現状】 ・小中学生を対象とした学力･学習状況調査としては、平成19年度から文部科学省が｢全国学力・学習状況調査｣を実施している。 ・その調査内容は､｢教科に関する調査（国語､算数･数学）｣及び｢生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒､学校）｣で､小学校第６学年及び中学校第３学年を対象としている。 ・平成19年度は､平成19年4月24日実施［以後､毎年度実施予定］。 【全国学力･学習状況調査の目的等】 ・国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。 ・各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。 ・各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てること。 【課題･法令上の扱い】 ・道が独自に､学力･学習状況調査を実施することを制度上規制するものは特にないが､新たな財政負担が課題となる。
	関係法令等（条文まで）	・全国学力・学習状況調査に関する実施要領（文部科学省）
	関係制度の概要	・国が定める実施要領に基づき､平成19年度から｢全国学力・学習状況調査｣を実施している。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置 財政措置 その他の措置
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		教育庁義務教育課 義務教育指導グループ（内線：３５－７７２）

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　教育庁

個表番号：１２０８Ｉ

提案の概要		・　小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。
事実関係等整理	事実関係(現状など)	【現状】 ・小学校の児童の段階においては、一人の教員がすべての教科等の教育を担当し、全体的に児童の生活に即した教育を行う必要があることから、小学校教員の免許状は、すべての教科の授業を担当することができる資格となっており、小学校では、一人の学級担任教員が、ほぼ全教科に関する学習指導と生徒指導等を行い、担任する学級を経営している(学級担任制)。 　したがって、教員配置も学級担任制に対応したものとなっている。 ・また、特定の教科(音楽、理科、図画工作、家庭など)の指導を専科教員又は他の学級担任と相互に入れ替えるなどしている場合もある。 ・小学校の第1学年及び第2学年においては、少人数学級編制の実施や教科の特性等に応じ、個別指導やティームティーチング(複数の教員による指導)を実施している。 【課題･法令上の扱い】 ・現行制度でも対応は可能であり、教職員数の少ない学校など、１人の教員が複数の教科を担任することとなる。
	関係法令等(条文まで)	○教育職員免許法(昭和24年法律第147号) 第三条　教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。 第十六条の五　中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
	関係制度の概要	・小学校の教員は、小学校の教員免許状を必要とする。 ・教育職員免許法第１６条の５の規定により、小学校の教員は本免である小学校免許以外に、中学校又は高等学校の教科にかかわる免許状を有する場合は、その免許状に係る教科に相当する教科を(小学校において)教授することができる。
提案を実現するために考えられる手法		法的措置 財政措置 その他の措置
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		教育庁　義務教育課　義務教育指導グループ(内線:35-774) 教育政策課　定数グループ(内線:35-426) 教職員課　免許小中人事グループ（内線：35-220)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名　　教育庁

個表番号：１２１２Ｉ

提案の概要		・　高校生に働く上で必要な知識(最低限の国民年金、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、労働基準法の知識)を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。
事実関係等整理	事実関係(現状など)	【現状】 ・高等学校では、学習指導要領に基づき、「公民科」の「現代社会」や「政治・経済」において、現代の経済社会と経済活動の在り方についてや、現代経済の仕組み、現代の日本経済の諸課題などについて学習しているほか、「家庭科」の「家庭基礎」や「家庭総合」において、家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識の習得、生活設計の立案を通して自己の生き方や将来の家庭生活と職業生活の在り方について考える学習などを行っている。 ・特別活動や総合的な学習の時間において、社会人講師を招聘し、租税教室や年金教室、あるいは消費者教育などについての講演会等を実施している。 【道の取組状況】 ・平成１８年度に、道経済部労働局が労働法や社会保険制度などについて簡潔にまとめた「働く若者ルールブック」を作成、全道の公立高等学校へ配布し、活用の周知を図っている。 ・道教委では、児童生徒の勤労観・職業観を育成するキャリア教育の充実に資するため、起業家や税務署・財務事務所、社会保険労務士会の方々などを「キャリア教育にかかわる講師一覧」としてまとめ、道内の小・中・高等学校等に配布して、各学校における講演会等の講師として紹介している。 【課題・法令上の扱い】 ・社会保険労務士を非常勤職員(講師)として採用することは、現行制度で可能であるが、各高校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき校長が編成・実施することとなっていることから、通年で授業を実施することについては、その必要性を地域、学校及び生徒の実態等に応じ、各学校で判断することとなる。
	関係法令等(条文まで)	○高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号) 第１章　総則 第１款　教育課程編成の一般方針 １　各学校においては，法令及びこの章以下に示すところに従い，生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，地域や学校の実態，課程や学科の特色，生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して，適切な教育

		課程を編成するものとする。 学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で，自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに，基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り，個性を生かす教育の充実に努めなければならない。 〇教育職員免許法(昭和24年法律第147号) 第三条の二　次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師について　は、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を　充てることができる。 一～二　(略) 三　高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項 第四条　1～4　(略) 5　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。 二　高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、(以下略) 〇特別非常勤講師の届出について(平成10年11月2日付け教職第1129号教育長通知)
	関係制度の概要	・各高等学校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき校長が編成･実施する。 ・道立高等学校においては、教育長通知(「特別非常勤講師の届出について」)により、特別非常勤講師を採用している。
提案を実現するために考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
	その他の措置	
実現した場合のメリット等	考えられるメリット	
	考えられるデメリット	
備考		
担当部課名		教育庁高校教育課　普通教育指導グループ(内線：35-723) 教職員課　道立人事グループ(内線：35-223)

資 料 5

平成１９年度審議スケジュール（案）

区　　分	開催時期	審　　議　　事　　項
第 １ 回	７月３０日	会長、副会長の選任／調査審議方法・審議スケジュールなど
第 ２ 回	８月２８日	道民提案審議(第１次整理)／緊急提案案件審議（地域医療）
第 ３ 回	９月　７日	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 ４ 回	９月２５日	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 ５ 回	１０月　２日	整理案審議／答申案審議
答　　申	１０月　３日	第１回答申（緊急提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第４回定例道議会に提案・議決 ↓ 国に提案（12/19 知事→道州制担当大臣）

第 ６ 回	１０月１９日	道民提案審議(第１次整理)／検討テーマ選定など
第 ７ 回	１０月３０日	分野別審議(検討項目の絞り込み…環境・観光・地方自治)
第 ８ 回	１１月　６日	分野別審議(環境)
第 ９ 回	１１月１５日	分野別審議(環境・観光・地方自治)
第１０回	１１月２７日	分野別審議(観光・地方自治)／整理案審議(環境・観光)
第１１回	１２月　７日	分野別審議(観光)／整理案審議(地方自治)／答申案審議(環境・観光)
第１２回	１２月１７日	答申案審議（環境・観光・地方自治）
答　　申	１２月１８日	第２回答申（平成１９年度第２回提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第１回定例道議会に提案・議決

第１３回	２ 月 ６ 日	道民提案審議(第１次整理)／審議スケジュールなど
第１４回	２ 月 下 旬	分野別審議(継続審査案件)／検討テーマ選定など
第１５回	３ 月 中 旬	分野別審議(検討項目の絞り込み)